



四万十町地域公共交通計画

2024（令和6）年4月～2029（令和11）年3月

2024（令和6）年3月策定

2025（令和7）年6月変更

高知県 四万十町



四万十町地域公共交通計画

目 次

1. 計画策定の趣旨	1
1-1. 計画策定の背景と目的	1
1-2. 計画の位置づけ	2
1-3. 計画の対象とする区域	3
1-4. 計画の期間	3
2. 四万十町のすがた	4
2-1. 四万十町の概要	4
2-2. 人口等の状況	5
2-3. 四万十町の公共交通網	8
3. 上位計画及び関連計画の整理	17
3-1. 上位計画及び関連計画の整理	17
3-2. 四万十町地域公共交通網形成計画のふりかえり	20
4. 課題の整理	27
4-1. 現況の整理	27
4-2. 課題として整理	30
5. 四万十町地域公共交通計画	32
5-1. 計画の区域	32
5-2. 基本的な方針	33
5-3. 計画の目標	36
5-4. 具体的な事業及びその実施主体	41
5-5. 計画の推進	54
5-6. 計画期間の事業推進	57
参考資料	参考資料-1
1. 本計画策定における協議の経緯	参考資料-1
2. 四万十町地域公共交通活性化協議会設置要綱	参考資料-3
3. 四万十町地域公共交通活性化協議会委員名簿	参考資料-5

1. 計画策定の趣旨

1-1. 計画策定の背景と目的

地域の公共交通は、自家用車を利用できない人にとっては生活を維持するために必要不可欠な移動手段であり、近年は地域の高齢化や運転免許証の自主返納などによる移動制約者の増加に伴い、その重要性はさらに高まっている。

本町では、移動手段を持たない移動制約者の生活を支援するべく、2009（平成 21）年 3 月に「四万十町生活交通再編基本方針」及び「四万十町生活交通再編行動計画」を独自にとりまとめた。この方針と計画に従い、2011（平成 23）年 1 月に十和地域の公共交通空白地区における移動手段としてコミュニティバスの実証運行を開始し、運行に係る課題を解決しつつ利用促進にも取り組み、本格運行に移行させている。その後は大正地域、窪川地域でも同様にコミュニティバスの運行に取り組み、利用者の少ない路線バスからコミュニティバスへの転換、運行の効率化、利用者に対する利便性向上と利用促進に取り組んできた。これらの取り組みの結果として、2023（令和 5）年度には、4 万人※を超えるバス利用につながっており、本町に暮らす住民の生活維持に欠かすことのできない移動手段として機能していると考えられる。

そして国や県の方針と整合させ、さらに体系的な公共交通活性化策に取り組むため、2020（令和 2）年 3 月に「四万十町地域公共交通網形成計画」を策定した。しかし、計画期間当初から、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響により、人々が外出を控えるなど生活様式が一変し、その間にも公共交通利用者の移動ニーズは変化し、町内を運行する公共交通機関の多くは、現在も利用者数の減少傾向から回復しきれていない状況にある。

今後のさらなる人口減少に対応しながら公共交通網を維持していくためには、関係機関と連携しつつ、変化する社会情勢や地域の移動ニーズと整合するよう、利便性向上と利用促進に取り組んでいくことが必要不可欠である。

そこで、既存の四万十町公共交通網形成計画の計画期間を 1 年短縮し、新たに四万十町地域公共交通計画を策定することとした。

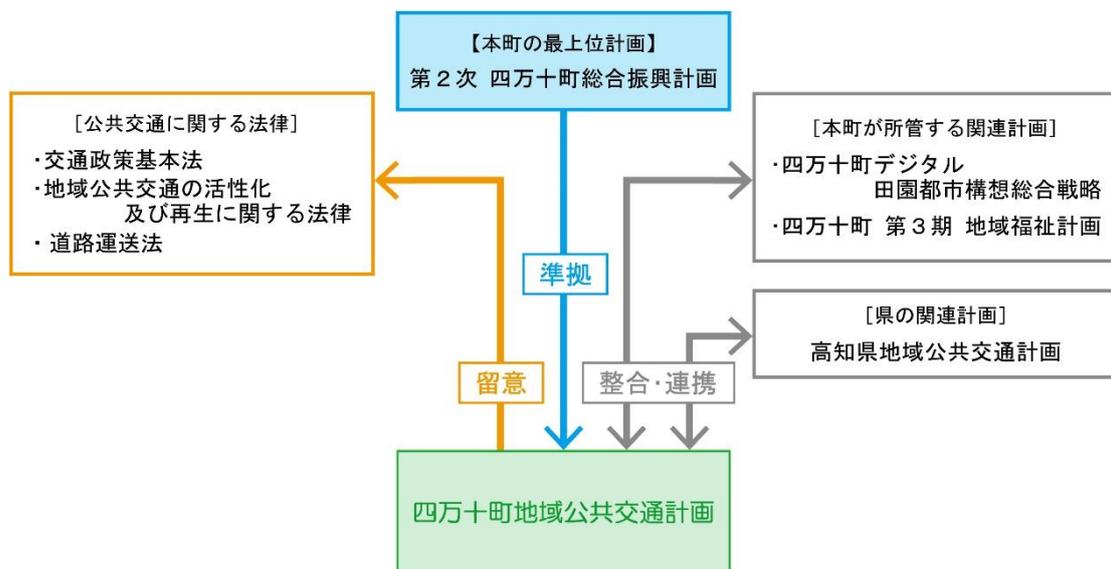
この計画は、社会情勢の変化やこれからの住民と来訪者の移動ニーズ、交通事業者が提供する移動サービスを整理し、利便性の高い地域公共交通網の実現、そして公共交通を使える住民や来訪者が増加していくことを目指し、策定するものである。

※ 2022（令和 4）年 10 月から 2023（令和 5）年 9 月までの 1 年間に町内のバス路線利用者（現金利用者のみ集計）が 20,964 人、コミュニティバス利用者が 20,012 人となっている。

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、公共交通に関する法律に留意しながら、本町の最上位計画である「第2次四万十町総合振興計画」に準拠し、本町及び高知県の関連計画との整合と連携を図り策定するものであり、本町における公共交通政策の基本計画（マスタープラン）として位置づける。

図：本計画の位置づけ

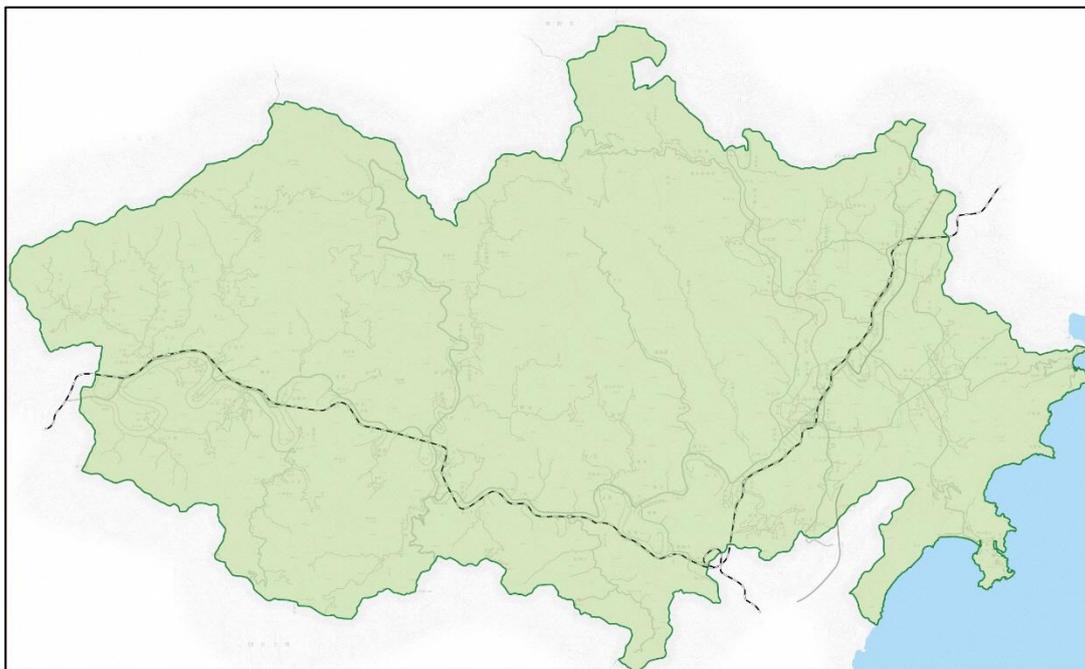


1-3. 計画の対象とする区域

本計画の対象区域は、四万十町全域とする。

ただし、公共交通の路線を共有する自治体とは、その利便性向上及び維持のために協力していくものとする。(32 頁にて詳述)

図：計画の対象地域 四万十町全域



1-4. 計画の期間

本計画の計画期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とする。

年度	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10
四万十町地域公共交通計画	➔				

2. 四万十町のすがた

2-1. 四万十町の概要

本町は高知県西部の四万十川中流域にあり、県土を横断するように北西は愛媛県に接し、東南は土佐湾に面している。

町域は東西 43.7km、南北 26.5km、総面積 642.28 km²であり、そのうち林野が 87.1% を占め、田畑は 4.8% を占めるに過ぎない。集落の多くは四万十川とその支流の河川沿いや台地上にあり、一部は土佐湾に面する海岸部にある。

2006（平成 18）年に高岡郡窪川町と幡多郡大正町、十和村の 2 町 1 村で合併した。

本町東部（窪川地域）は、中央部を南流する四万十流域の標高 230m の高南台地に位置し、約 2,000ha の農地が広がっている。

本町中部（大正地域）は、旧幡多郡の北部「北幡地域」に位置し、平野は四万十川、梶原川沿いにわずかに見られるが、そのほとんどを山林が占めている。

本町西部（十和地域）は、地区の中心部を東から西に四万十川が蛇行して流れ、流域沿いに農地が点在しているが、総面積の約 9 割を山林が占めている。



図：本町の位置

2-2. 人口等の状況

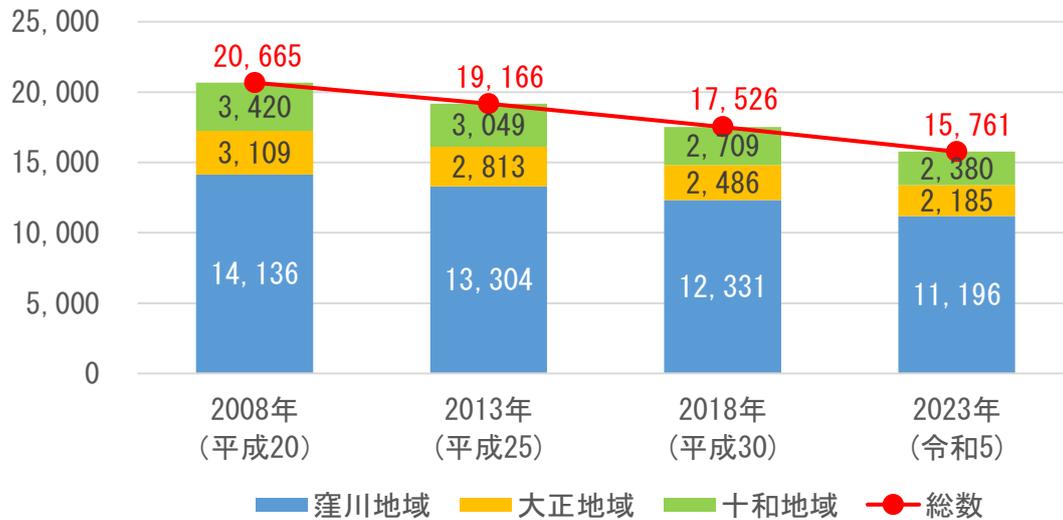
(1) 人口の推移

本町の人口は減少が続いており、年間減少者数は拡大傾向にあることがわかる。

表：本町の地域別人口推移（人） 2008（平成20）年度～2023（令和5）年度

	2008年度 （平成20） ①	2013年度 （平成25）	2018年度 （平成30）	2023年度 （令和5） ②	増減数 （②-①） ③	増減率 （③/①）
窪川地域	14,136	13,304	12,331	11,196	▲2,940人	-20.8%
大正地域	3,109	2,813	2,486	2,185	▲924人	-29.7%
十和地域	3,420	3,049	2,709	2,380	▲1,040人	-30.4%
町全体	20,665	19,166	17,526	15,761	▲4,904人	-23.7%

図：本町の地域別人口推移（人）

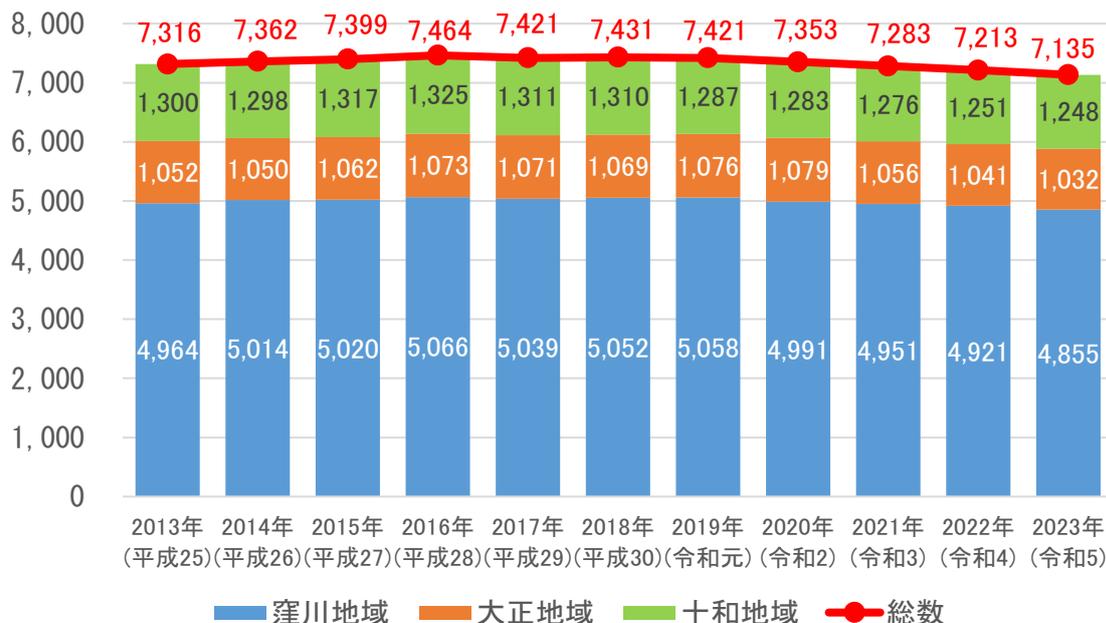


出典：四万十町住民基本台帳（各年1月1日時点）

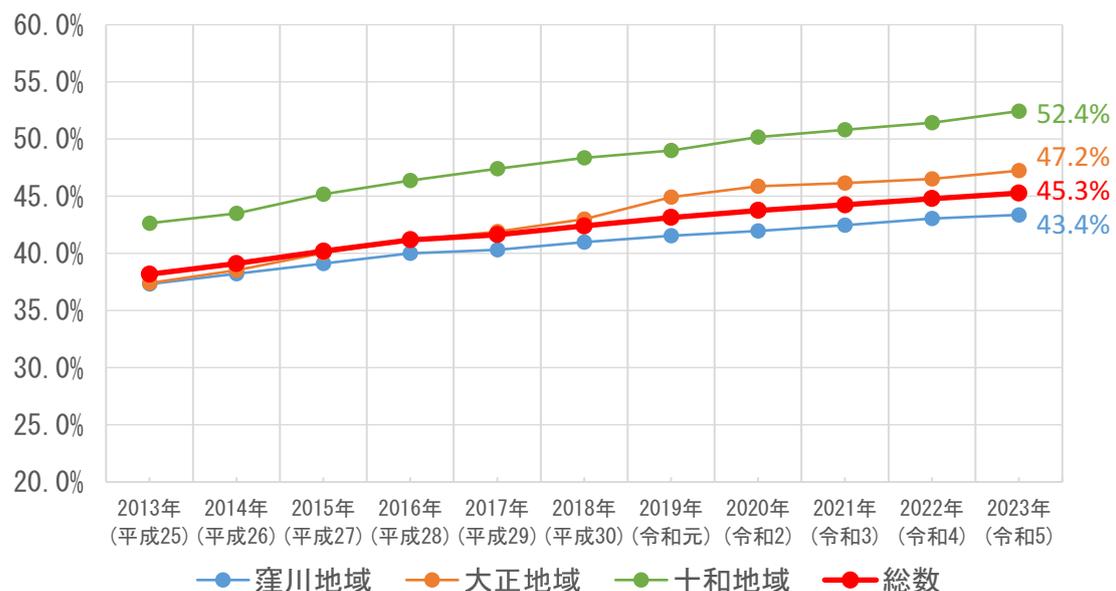
(2) 高齢者数及び高齢化率の推移

高齢化率は10年前（2013年）には十和地域以外は40.0%以下となっていたが、現在（2023年）では窪川地域を含む全ての地域で40.0%を超え、十和地域はさらに50.0%を超えている。

図：地域別65歳以上人口 過去10年間推移（人）



図：地域別高齢化率 過去10年間の推移

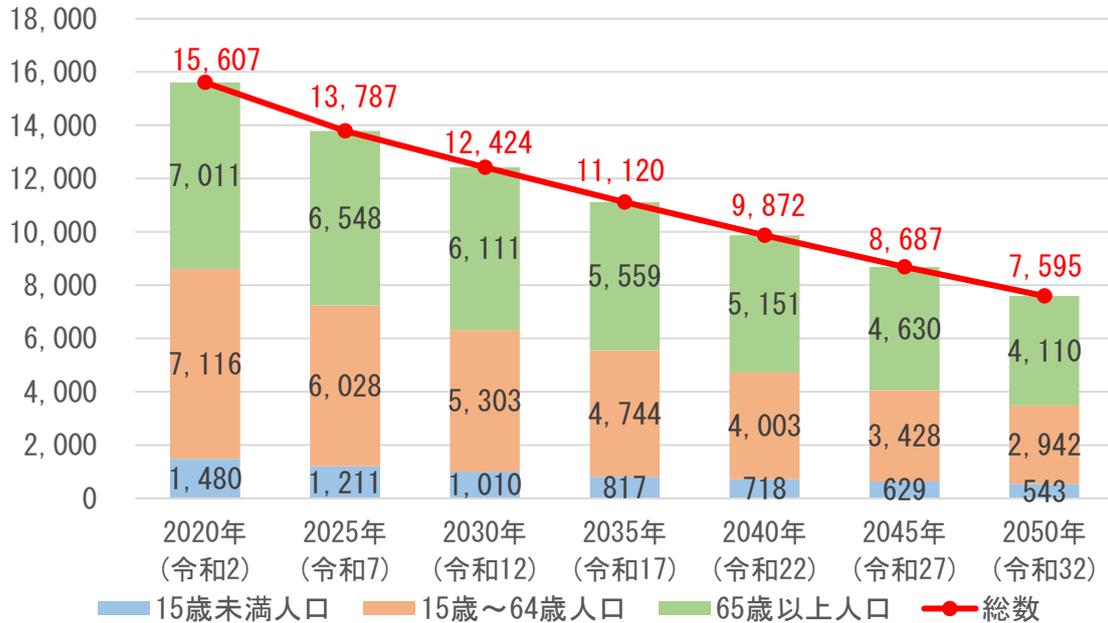


出典：四万十町住民基本台帳（各年1月1日時点）

(3) 将来人口予測

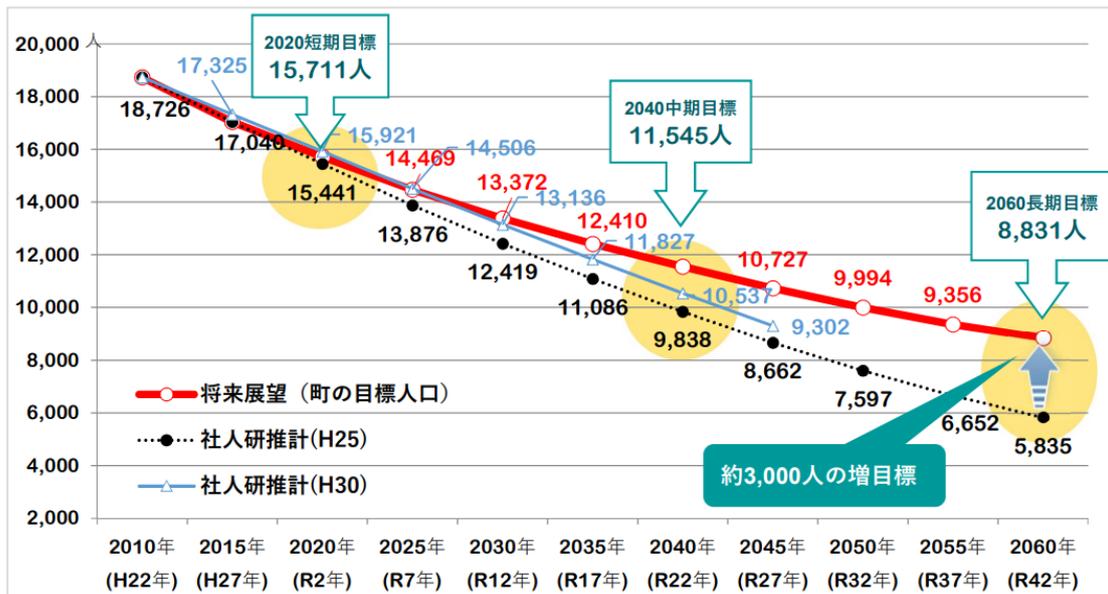
将来の推計人口は全体的に減少傾向にある。利用者数の減少により、地域公共交通網の存廃に影響を与えることが想定される。

図：年齢区分別将来人口の推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

図：町が目指す将来人口推計



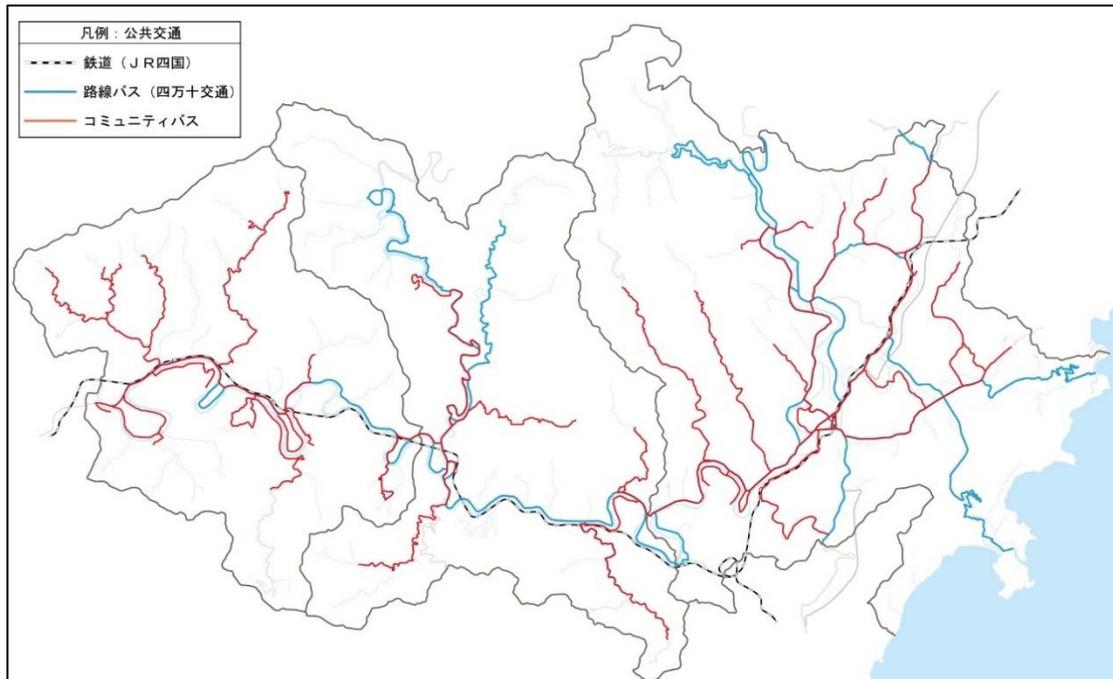
出典：第2期 四十万町 まち・ひと・しごと創生総合戦略 概要版

2-3. 四万十町の公共交通網

(1) 本町の公共交通網

本町では、鉄道（JR四国・土佐くろしお鉄道）、路線バス（四万十交通）の他、タクシー事業者が地域の公共交通として運行を担っている。

図：本町の公共交通網（令和5年11月現在）



表：本町の公共交通一覧（令和5年11月現在）

種類	路線等	運行事業者
鉄道	土讃線 [窪川－高知・多度津]	JR四国
	予土線 [窪川－宇和島]	JR四国
	中村・宿毛線 [窪川－宿毛]	土佐くろしお鉄道
路線バス（高速）	しまんとブルーライナー [宿毛駅－神戸・大阪・京都]	高知西南交通 他
	しまんとエクスプレス [宿毛駅－新宿]	高知西南交通 他
路線バス（一般）	全23路線	四万十交通
コミュニティバス	全19路線	四万十交通
	全4路線	丸三ハイヤー
タクシー	窪川地域	窪川ハイヤー
		丸三ハイヤー
	十和地域	十和ハイヤー

(3) 路線バス

本町の路線バスは、四万十交通株式会社が窪川本社と大正営業所を基点として、全23系統を運行している。内、2系統を中土佐町と、同じく2系統を黒潮町と共有している。

路線バスでは、ICカードですかによる運賃決済が可能となっている。

図：町内を運行するバス路線網



表：路線バス（四万十交通）[年間利用者数の合計 単位：人]

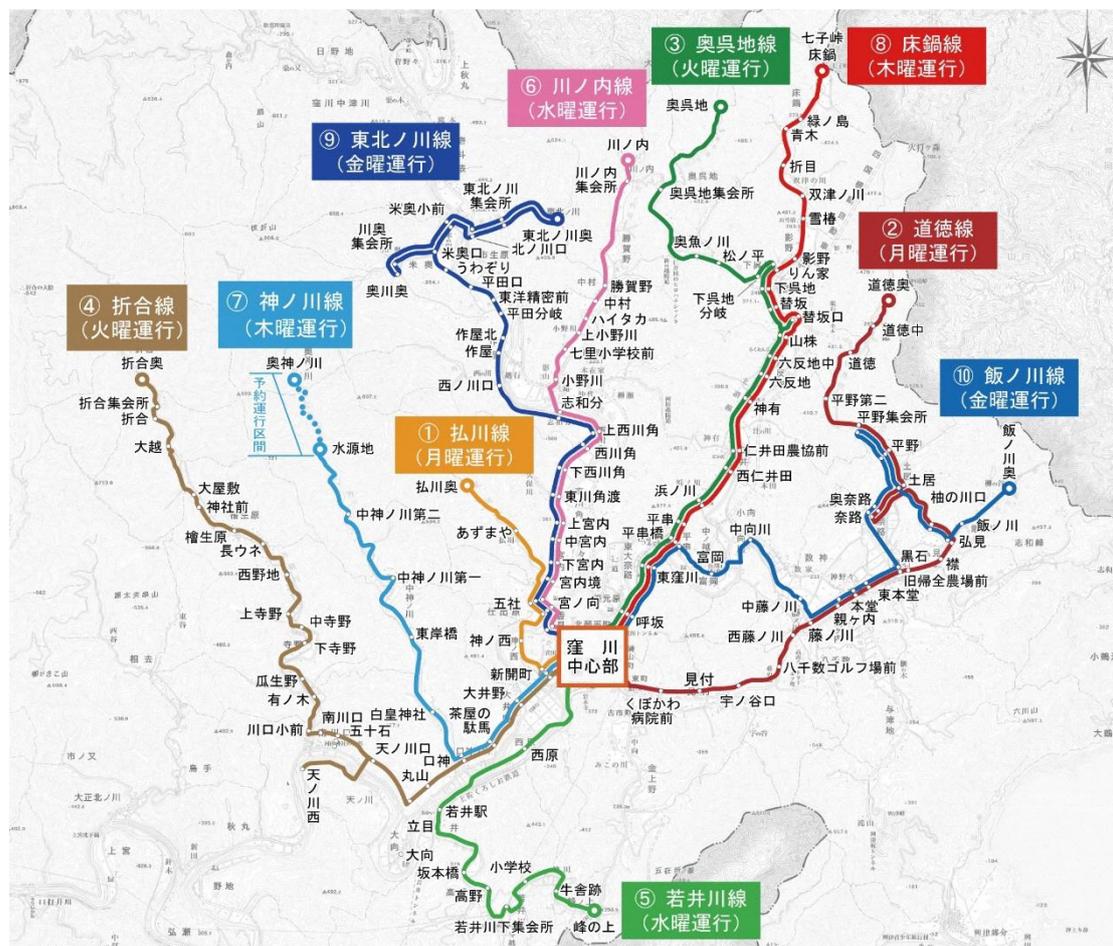
(2018 (平成 30) 年 10 月 1 日～2023 (令和 5) 年 9 月 30 日)

		2019 年度 (令和元)	2020 年度 (令和 2)	2021 年度 (令和 3)	2022 年度 (令和 4)	2023 年度 (令和 5)
合 計	定期	42,690	46,046	43,661	43,024	22,790
	定期外	25,883	24,194	21,583	21,902	41,816
	計	68,573	70,240	65,244	64,926	64,606

路線バス運行系統	運行日 運行回数	利用者数 [現金利用者のみ] 2023 (令和5) 年度 令和4年10月～令和5年9月	
		期間計	1日平均
① 窪川－大野見	毎日運行 4回	2,450人	6.73人/日
② 窪川－佐賀	毎日運行 2回	1,146人	3.15人/日
③ 窪川－(中ノ川)－佐賀	毎日運行 1回	445人	1.22人/日
④ 窪川－(米奥)－松葉川温泉－ (米奥)－窪川	毎日運行 5回	1,554人	4.27人/日
⑤ 窪川－(滝本)－松葉川温泉－ (米奥)－窪川	毎日運行 1回	678人	1.86人/日
⑥ 窪川－(香月が丘)－影野	土・日・祝日・ 学校休運休 2回	28人	0.14人/日
⑦ 窪川－(大井野)－影野	土・日・祝日・ 学校休運休 1回	112人	0.55人/日
⑧ 窪川－大正駅	毎日運行 0.5回	183人	0.50人/日
⑨ 窪川－(家地川)－大正駅	毎日運行 3.5回	2,022人	5.55人/日
⑩ 窪川－家地川	毎日運行 1回	50人	0.14人/日
⑪ 大正駅－家地川	毎日運行 1回	21人	0.06人/日
⑫ 久礼－(七子峠)－大野見	毎日運行 5回	2,599人	7.14人/日
⑬ 窪川－志和	毎日運行 3回	3,190人	8.76人/日
⑭ 窪川－(仁井田)－興津	毎日運行 2.5回	3,143人	8.63人/日
⑮ 窪川－(見付)－興津	毎日運行 1.5回	288人	0.79人/日
⑯ 大正駅－下津井奥	毎日運行 1回	9人	0.02人/日
⑰ 大正駅－(木屋ヶ内中) －下津井奥	毎日運行 2回	201人	0.55人/日
⑱ 大正駅－森ヶ内奥	日・祝日運休 1回	8人	0.03人/日
⑲ 大正駅－(江師)－森ヶ内奥	日・祝日運休 2回	353人	1.19人/日
⑳ 大奈路－大正駅	毎日運行 0.5回	148人	0.41人/日
㉑ 大正駅－(江師)－大奈路	毎日運行 0.5回	183人	0.50人/日
㉒ 大正駅－学校上(ホビー館)	日・祝日運行 4回	93人	1.39人/日
㉓ 大正駅－道の駅とおわ	日・祝日運休 4回	2,060人	6.94人/日

□ 窪川地域

図：窪川地域コミュニティバス路線図



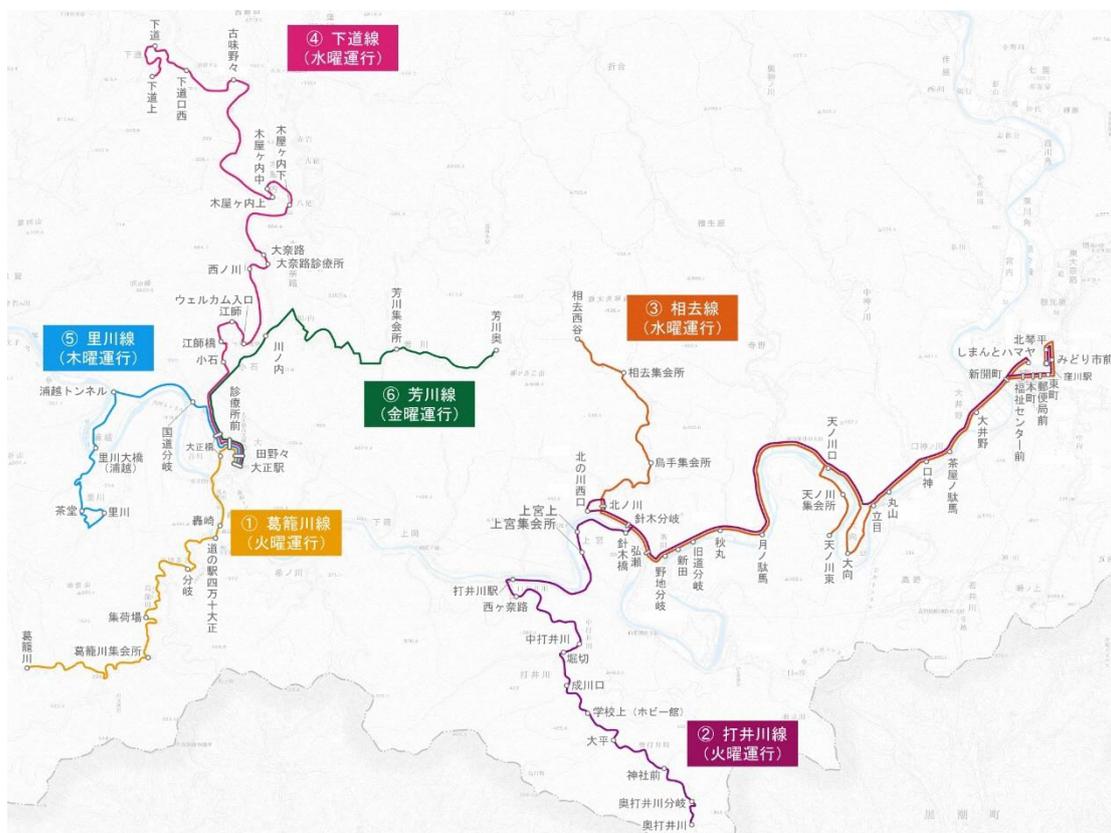
表：窪川地域コミュニティバス年度別利用者数

(2018 (平成30) 年10月1日～2023 (令和5) 年9月30日)

	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	路線別計
弘川線	434	425	443	407	414	2,123
道德線	1,818	1,714	1,808	1,751	1,667	8,758
奥呉地線	1,361	1,337	1,252	1,283	1,231	6,464
折合線	1,980	1,819	1,606	1,442	1,193	8,040
若井川線	1,124	1,037	1,173	953	906	5,193
川ノ内線	1,545	1,297	1,335	1,418	989	6,584
神ノ川線	712	538	288	278	287	2,103
床鍋線	824	927	1,203	1,469	1,337	5,760
東北ノ川線	2,010	1,891	1,767	1,759	1,628	9,055
飯ノ川線	1,795	1,779	1,752	1,693	1,468	8,487
年度別計	13,603	12,764	12,627	12,453	11,120	—

□ 大正地域

図：大正地域コミュニティバス路線図



表：大正地域コミュニティバス年度別利用者数

(2018 (平成 30) 年 10 月 1 日～2023 (令和 5) 年 9 月 30 日)

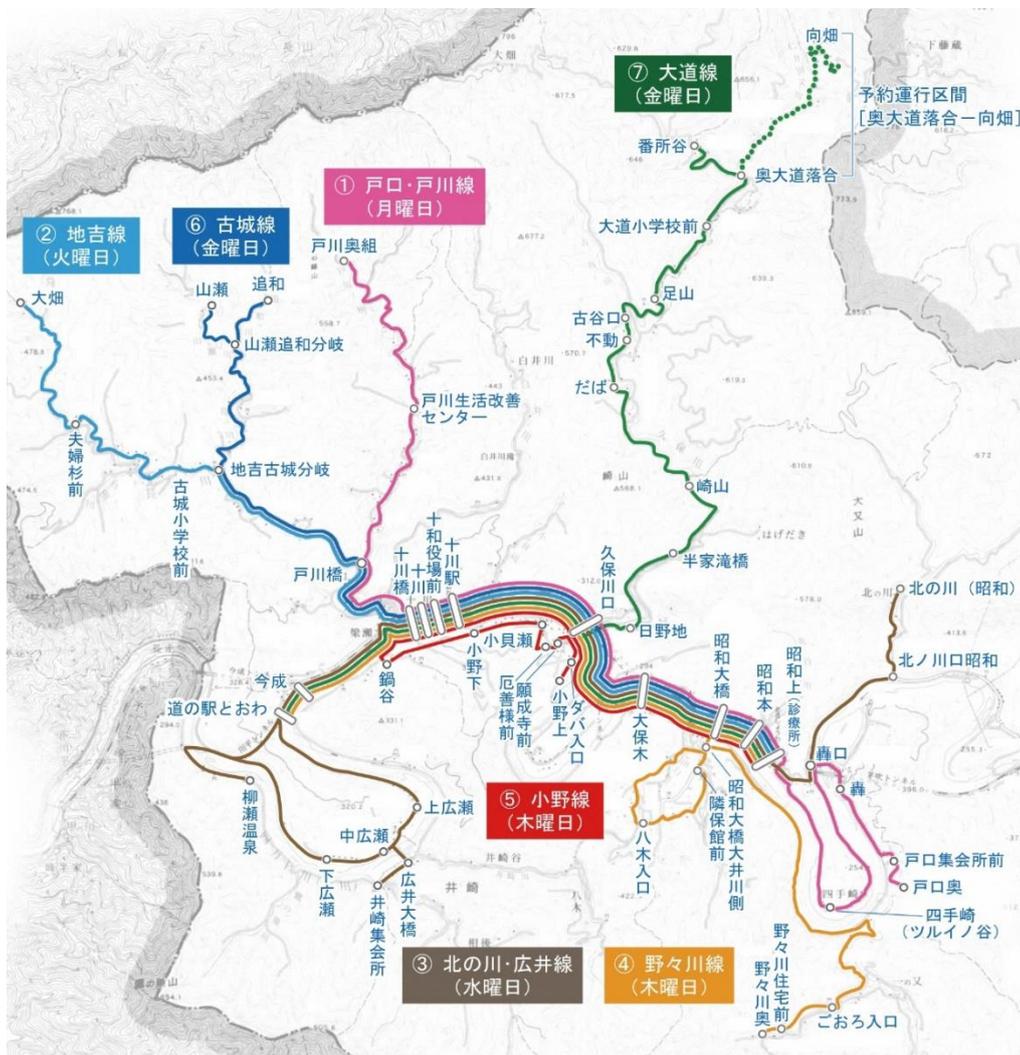
	2019 年度 (令和元)	2020 年度 (令和 2)	2021 年度 (令和 3)	2022 年度 (令和 4)	2023 年度 (令和 5)	路線別計
葛籠川線	500	649	713	756	736	3,354
打井川線				478	478	956
相去線	997	1,103	1,133	990	1,011	5,234
下道線			142	204	140	486
里川線	311	316	345	353	352	1,677
芳川線	304	297	341	277	210	1,429
年度別計	2,112	2,365	2,674	3,058	2,927	—

※ 下道線は、2021 年 5 月 13 日より実証運行開始。

※ 打井川線は、2021 年 11 月 30 日より実証運行開始。

□ 十和地域

図：十和地域コミュニティバス路線図



表：十和地域コミュニティバス年度別利用者数

(2018 (平成30) 年10月1日～2023 (令和5) 年9月30日)

	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	路線別計
戸口・戸川線	1,124	1,109	991	927	927	5,078
地吉線	1,259	1,366	1,271	1,188	1,390	6,474
北の川・広井線	509	700	801	721	697	3,428
野々川線	1,108	1,023	958	1,072	1,072	5,233
小野線			264	612	601	1,477
古城線	1,189	1,197	691	670	690	4,437
大道線	805	777	502	622	717	3,423
年度別計	5,994	6,172	5,478	5,812	6,094	—

※ 小野線は、2021年5月11日より実証運行開始。

(5) タクシー

本町のタクシー事業者は窪川地域で2社、十和地域で1社が営業を行っている。前計画策定時から、窪川地域で1社減少している。

大正地域にはタクシー事業者がない状況が続いている。

図：町内のタクシー事業者営業所所在地



表：町内のタクシー事業者

事業者名	基本事項
有限会社窪川ハイヤー	営業時間 8:00 ~ 17:30、20:00 ~ 23:30
有限会社丸三ハイヤー	営業時間 7:30 ~ 20:00
十和ハイヤー	営業時間 8:00 ~ 23:00

3. 上位計画及び関連計画の整理

3-1. 上位計画及び関連計画の整理

(1) 第2次四万十町総合振興計画 ー改訂版ー

四万十町総合振興計画は、まちの将来像とまちづくりの基本方針を町民と共有し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、「四万十町まちづくり基本条例（第18条）」を根拠として策定するものであり、町の政策を定める最上位の計画として位置付けられるものである。

2017（平成29）年から2026（令和8）年までの10年間を計画期間としており、2022（令和4）年3月に改訂されている。

表：計画策定に留意すべき事項

<p>施策目標（14） 高齢者福祉の充実</p>	<p>○ 一般介護予防事業の推進</p> <p>介護予防に資する運動教室などを行う<u>住民主体の通いの場を充実</u>するため、介護予防に関するボランティア等の人材育成や地域活動組織の育成・支援を行います。また、地域における介護予防の取り組みを強化するため、推進拠点の整備や専門職等の関与を促進します。</p>
<p>施策目標（18） まち・くらしの 基盤整備の推進</p>	<p>○ 総合的な公共交通網の確立</p> <p>他の公共交通事情や利用状況に応じた<u>路線バス網に再編</u>し、公共交通サービスが届き難い地域においては、<u>移動制約者の生活に必要なコミュニティバスを運行</u>するとともに、<u>タクシー等とも連携した総合的な公共交通網の整備</u>に努めます。また、既存の輸送サービスが確保できない場合には、自家用有償旅客運送制度を活用した住民サービスの導入について検討します。</p> <p>○ 住民ニーズに合った住宅施策の推進</p> <p><u>誰もが安心して快適に住み続けることができるよう</u>、住生活基本計画に基づき、多様な生活スタイルに合わせた住宅施策を推進します。</p>

(2) 四万十町デジタル田園都市構想総合戦略

四万十町デジタル田園都市構想総合戦略は、四万十町人口ビジョン及び四万十町情報化推進（DX）計画を踏まえ、デジタルの力を活用しながら社会課題を解決し、人口減少社会においても将来にわたって安定した活力ある地域社会の実現を目指し、目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものである。

計画期間は2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までの4ヵ年である。

表：計画策定に留意すべき事項

基本目標 4 時代にあった地域をつくり、安心なくらしを守る	
4-2 安心してくらするまちづくり	
生涯にわたって安心してくらする生活環境整備に向け、必要な生活支援の仕組みづくりと医療・福祉の充実、公共インフラや防災対策を講じていきます。	
具体的な施策	○ 誰もが安心して利用できる公共交通網の構築 <p>人々が住み慣れた場所での生活を続けられるよう、公共交通が様々な移動を支える生活基盤として機能し、また、地域公共交通の情報発信を行うことで、誰もが安心して利用できる公共交通を目指します。</p>

(3) 四万十町第3期 地域福祉計画

「地域は家族～笑顔で暮らせる四万十町」を基本理念に掲げ、社会情勢や包括的な支援体制の整備を踏まえ、本町の地域福祉を推進するため、目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものである。

四万十町地域公共交通計画においては以下の取り組みと連携し、移動手段確保困窮者の情報収集を行い、移動手段確保の方法を関係者と検討する。

表：計画策定に留意すべき事項

基本目標 2 集落機能の維持・充実	
(2) 地域ネットワークの構築・強化	
少子高齢化や核家族化が進むなか、地域社会では公的な福祉サービスの対応だけでは困難なケースも増加しており、地域で安心して暮らしていくためには、個人の努力のほか、隣近所や自治会などの身近な地域のネットワークにおける助け合い、多様な形での支え合いの必要性が増しています。	
取り組み	③ 高齢者等の見守り体制の充実 <p>地域の関係機関、関係者等とのネットワークを構築し、見守りが必要な高齢者等に対して、日常的な見守りや緊急時の連絡先等を把握しておくことにより、地域全体で高齢者等の生活を支えます。</p>

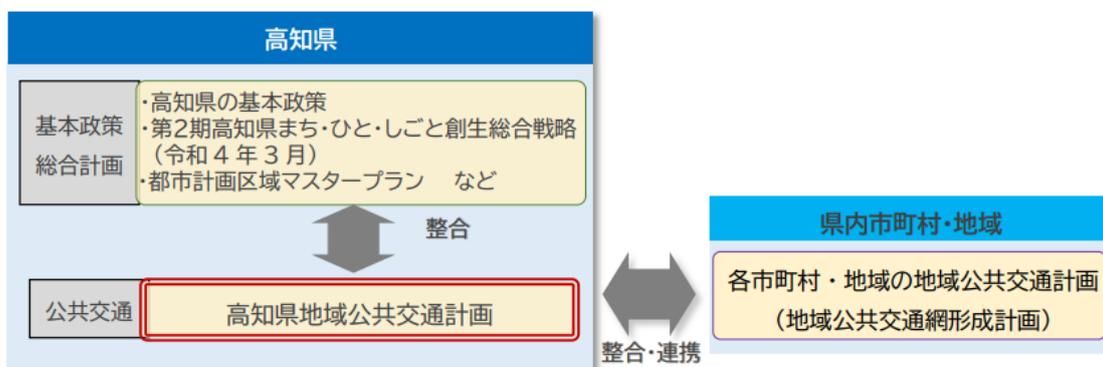
(4) 高知県地域公共交通計画

高知県地域公共交通計画は、高知県全域を計画の区域とし、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間の計画期間とする。

県全体の公共交通に関するマスタープランとして、広域的かつ幹線的な公共交通を中心として、将来にわたって安心して利用できる持続可能な公共交通ネットワークを確立することを目的として策定された。

県が策定したこの計画は、複数市町村にまたがる広域的な公共交通モード・路線や施策・事業を対象とし、各市町村内で完結する公共交通モード・路線や施策・事業については各市町村計画が担い、両者が連携して公共交通の維持・活性化に取り組むこととする。

図：計画の位置づけ



□ 四万十町地域公共交通計画に留意すべき事項

高知県地域公共交通計画に記載のある“目標の実現に向けて実施する施策・事業”の内、本町の地域公共交通においても主体的な取り組みや連携が見込まれるものを次のとおり抽出した。

- 事業①-1：バス路線維持のための継続的な支援
- 事業①-2：鉄道・路面電車維持のための継続的な支援
- 事業①-3：バス運転士等の人材確保
- 事業②-1：公共交通ネットワークの継続的な再編
- 事業②-2：利用しやすいダイヤの実現
- 事業②-3：利用しやすい運賃体系の実現
- 事業③-2：バス停、待合環境（駅舎、バス停）の整備
- 事業⑤-1：生活交通の確保・維持
- 事業⑤-2：公共交通空白地域の解消
- 事業⑥-1：公共交通以外の輸送手段の活用
- 事業⑥-2：移動手手段の効率化
- 事業⑦-1：県民や来訪者に行動変容を促すプロモーションの実施
- 事業⑦-2：G T F Sデータのオープンデータ化
- 事業⑧-1：イベントの実施
- 事業⑧-2：多様な関係者・分野と連携した利用促進

3-2. 四万十町地域公共交通網形成計画のふりかえり

(1) 目標に対する成果の検証

「四万十町地域公共交通網形成計画」の「目標ごとの達成状況」を踏まえ、基本方針ごとに整理した目標の達成状況を検証する。

基本方針 1：利便性の高い公共交通網の整備
目標 1：公共交通空白地区に暮らす移動制約者を出現させない
<p><input type="checkbox"/> 当初（令和 2 年 3 月）の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通空白地区内の世帯：347 世帯 ・内、独自の移動手段を持たない世帯：54 世帯 <p><input type="checkbox"/> 現状（令和 5 年 3 月）の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通空白地区内の世帯：220 世帯 ・内、独自の移動手段を持たない世帯：26 世帯 <p>※ 鉄道駅、路線バス停留所（フリー乗降可能便については路線）から、半径 400 m を超える範囲を公共交通空白地区と設定</p>
<p>[検証]</p> <p>コミュニティバスの新規路線や運行頻度の低い路線バスのコミュニティバス化などを通じて、本町における公共交通空白地区は減少傾向にある。実際に公共交通空白地区内の世帯数及びその内独自の移動手段を持たない世帯数はいずれもこの 3 年間で大きく減少してきている。</p> <p>しかし、実際は人口の減少によるところも大いに影響しており、空白地区内において独自の移動手段を持たない世帯の割合は 15.4%（令和 3 年度）から 11.8% と世帯数の実数の減少ほど改善していないのが現状である。</p> <p>引き続き、特に生活に支障が生じるような状況が発生しないよう現状の把握及びその対応に取り組む必要があると考える。</p>
目標 2：町内の鉄道、路線バス及びコミュニティバスの年間利用者数が前年実績を維持していく
<p><input type="checkbox"/> 当初（平成 31 年 3 月までの 1 年間）の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数の合計：171,113 人 (鉄道：84,315 人、路線バス：66,013 人、コミュニティバス：20,785 人) <p><input type="checkbox"/> 現状（令和 5 年 3 月までの 1 年間）の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数の合計：159,063 人 (鉄道：74,460 人、路線バス：64,049 人、コミュニティバス：20,554 人) <p>※ 鉄道駅は乗り換え拠点となる窪川駅、土佐大正駅、土佐昭和駅、十川駅の年間利用者数を算定</p>
<p>[検証]</p> <p>公共交通全体で減少しており、目標は達成できていない。</p> <p>特に大きな減少となっているのが鉄道であり、コロナ禍の影響からまだ回復し切れていないことがうかがえる。一方で、当時と比較すると予土線の運行便数が大幅に減少していることや、人口の減少などの影響も考えられる。</p> <p>今後は、予土線と路線バスが補完しあう連携策を推進するほか、地区別意見交換や利用者ヒアリング、バス乗り方教室や公共交通を使ったおでかけイベントの仕組みづくりなど、住民との対面時における啓発を重ねていく必要がある。</p>

基本方針 2：持続する公共交通網の確立

目標 1：路線バス（定期外）とコミュニティバスの利用者数を増やす

□ 当初（令和元年 9 月までの 1 年間）の実績

- ・利用者数の合計：47,592 人
（路線バス（定期外）：25,883 人、コミュニティバス：21,709 人）

□ 現状（令和 4 年 9 月までの 1 年間）の実績

- ・利用者数の合計：42,933 人
（路線バス（定期外）：21,902 人、コミュニティバス：21,031 人）

[検証]

主に町内の移動手段として機能している路線バスとコミュニティバスの利用者が減少傾向にあり、目標値を達成できていない。

人口減少とさらなる高齢化、そしてコロナ禍による外出を控える傾向などが主な要因として考えられる。また、コロナ禍前には定期的に地区に入り、対面による意見交換や利用者懇談会などを実施していたが、3 年ほど対面実施できていないことから、バス利用者の世代交代が滞っていることも推測される。

人口減少や地域の高齢化への対応は、長期的な取り組みの継続により、地域の公共交通網そのものが地域のニーズと整合した利便性向上に取り組むことで、住民からの信頼を得ていくことが不可欠である。このためにも、まずは住民が公共交通を利用し、感じた意見や要望を提言できる仕組みとして、地区別意見交換や利用者ヒアリング、バス乗り方教室や公共交通を使ったおでかけイベントの仕組みづくりなど、住民との対面時における啓発を重ねていく必要がある。

目標 2：町内の乗務員数（バス・タクシー）が必要数を下回らない

□ 当初（令和 3 年度）の実績

- ・四万十交通 必要乗務員数：29 人、現在乗務員数：28 人
- ・タクシー事業者 必要乗務員数：6 人、現在乗務員数：5 人

□ 現状（令和 4 年度）の実績

- ・四万十交通 必要乗務員数：26 人、現在乗務員数：26 人
- ・タクシー事業者 必要乗務員数：10 人、現在乗務員数：10 人

[検証]

バス、タクシーともに当初はわずかに必要乗務員数に届いていなかったが、現在は充足できている。計画期間中はコロナ禍の影響もあり、乗務員不足に陥ることがなく、行政が主導する取り組みが求められることもなかった。

今後はコロナ禍の終息による貸切バスや観光タクシーの需要増加に加え、働き方改革法案による乗務員の労働時間がこれまで以上に制限されることから、必要に応じて乗務員の募集を行うなど、臨機応変な対応が求められる。

基本方針 3 : まちづくりと連携する公共交通網

目標 1 : ICカードですかを所持する人が前年度より 10%を超えて増加する

当初（令和元年 1 月）の実績

・所持者数：176 人（内、ナイスエイジカード所持者数：30 人）

現状（令和 5 年 5 月）の実績

・所持者数：225 人（内、ナイスエイジカード所持者数：37 人）

[検証]

毎年 10%を超えて ICカードですか所持者が増加していくと、令和 5 年度には 257 人を超えている必要があり、当初設定した目標値には届いていない。

これまではコロナ禍の影響により地区別意見交換会など対面による質疑を含めた説明や、バス乗り方教室での体験を通じた周知活動ができなかったが、コロナ禍が終息しつつある今後は、積極的な活動を行い、まずは知ってもらう、体験してもらう取り組みが求められる。

目標 2 : 鉄道の利用者数（定期外）を増やす

当初（令和元年度）の実績

・窪川駅利用者数（定期外）：25,393 人

現状（令和 4 年度）の実績

・窪川駅利用者数（定期外）：20,440 人

※ 窪川駅における定期外の年間利用者数を算定。

[検証]

コロナ禍の影響を大きく受ける目標設定であり、最も深刻な時期であった令和 3 年度は 16,790 人となっていた。この数値からすると令和 4 年度は回復傾向にある。

当初の目標値は達成できていないが、コロナ禍が終息しつつある今後は、さらに回復していくものと期待する。そこで、今後は二次交通としての路線バスやコミュニティバスとの接続等を進めていく必要がある。

(2) 「具体的な実施事業」の状況

「四万十町地域公共交通網形成計画」にて設定している具体的な実施事業の計画期間4年目における状況を整理する。また、新しく策定する地域公共交通計画に引き継ぐべき取り組みについても評価する。

当初設定した目標ごとの達成状況を次のとおり整理する。	
	完了している（継続含む）
	事業着手済（一部を実施済、実施に向けた検討中も含む）
	未実施
地域公共交通に引き継ぐべき取り組みについて次のとおり評価する。	
	継続：事業として引き継ぐべきと考える。
	一部継続：事業の考え方や要素などを取り込む。
	別事業：地域公共交通計画への記載を見送り、別の施策にて事業化する。

①：全ての人が便利に利用できる公共交通網の構築	
1-①-01：公共交通空白地区の解消 ▶ 	⇒ 下道線と打井川線のコミュニティバス化完了、他の残る路線、地区の状況把握や、再編案検討は進めている。一方で、当該地区に公共交通を必要としていた人がいなくなるなど、状況も変化している。
1-①-02：窪川地域中心部と大正地域中心部における移動制約者への対応 ▶ 	⇒ 窪川、大正、十和の各地域版のコミュニティバス、路線バス及び JR 予土線の時刻をまとめた情報冊子として作成。また、窪川中心部においても意見交換の場を設け、周知に取り組んでいる。
1-①-03：興津地区における新しい移動手段の導入検討 ▶ 	⇒ 当初計画に記載のあるグリーンスローモビリティの導入については、地区との意見交換にて不要との回答が得られている。一方で、現状の路線バスをコミュニティバス化し、興津地区内を細やかに運行できるよう検討をすすめている。
1-①-04：地域の移動ニーズを反映した路線の適正配置 ▶ 	⇒ 打井川線のコミュニティバス化により、打井川方面からのバス利用者が増加している。その他の地区においても、引き続き再編に向け、検討をすすめている。
1-①-05：地域の移動ニーズを反映した運行ダイヤ ▶ 	⇒ 路線バス興津線及び志和線のダイヤ再編は実現していないが、コミュニティバスへの移行も含め、再編案のとりまとめを行っている。

②：公共交通網の連携による利便性向上

1-②-01：乗り換え拠点におけるダイヤ連携 ▶**継続**

⇒ 興津・志和方面、大正北部地域方面の路線バスとJR線との接続は実現していないが、再編案のとりまとめをすすめている。

1-②-02：窪川－大正－十和間における高度な連携 ▶**一部継続**

⇒ JR四国と沿線の路線バスが連携した運賃の共有化などの利便性向上事業を令和5年7月～11月に実証事業として行っている。また、道の駅とおわ－江川崎間のバス輸送手段確保に向けた協議を四万十市と行った。

③：分かりやすい公共交通網の情報発信

1-③-01：分かりやすい施設掲示 ▶**継続**

⇒ これまで観光施設や駅施設と連携した施設掲示はできていないが、時刻表冊子を道の駅や観光施設、駅等に備置している。

1-③-02：分かりやすいバス停掲示 ▶**継続**

⇒ 町内のバス停標柱の更新を県補助金を活用して行っている。更新時には掲示物を路線図と時刻表等をセットにしたものに置き換えている。今年度は合わせて15ヶ所の更新を予定。

1-③-03：分かりやすい情報冊子の作成 ▶**継続**

⇒ 窪川地域、大正地域、十和地域の各地域版の路線バス、予土線、コミュニティバスの時刻表冊子を作成し、町内の主要施設やバス車内で配布している。

1-③-04：WEBを通じた情報発信 ▶**継続**

⇒ 路線変更やダイヤ改正があった場合は、町ホームページに掲載している。また、GTF Sデータ整備の完了により、路線検索サイトへ対応している。

④：安全・快適に利用できる公共交通網

1-④-01：待ち合い所の整備 ▶**継続**

⇒ 十川地区における待合所整備に向けて必要な検討をすすめている。

1-④-02：駅の利便性及び快適性確保 ▶**別事業**

⇒ 予土線駅における対応について協議を行ったが、管理方法などの課題をクリアできないため事業化できていない。

(2) 基本方針 2 : 持続する公共交通網の確立

<p>① : 地域との定期的な対話を通じた利用促進</p>
<p>2-①-01 : 地区別意見交換会の定期開催 ▶継続</p> <p>⇒ 定期開催には至っていないものの、路線再編に関連する地区などを対象とした意見交換を行い、下道線や打井川線のコミュニティバス化を実現し、利用者の拡大につなげている。今後地域の状況把握のため、定期的を開催していく。</p>
<p>2-①-02 : 利用者懇談会の定期開催 ▶継続</p> <p>⇒ 定期開催には至っていないが、令和 5 年 8 月から 9 月に掛けて全路線利用者に呼びかけ実施し、意見や要望等を把握した。今後地域の状況把握のため、定期的を開催していく。</p>
<p>② : 多様な世代が地域の公共交通に関わる機会の創出</p>
<p>2-②-01 : バス乗り方教室の開催 ▶継続</p> <p>⇒ 日野地、栗ノ木地区及び大正中心部の地区の 2 か所で実施。路線バスの乗り方や IC カード「ですか」の利用方法について講習を行った。今後希望のある地区を中心に定期的を開催していく。</p>
<p>2-②-02 : 集客イベントなどへの出展 ▶一部継続</p> <p>⇒ ウルトラトレイン号のラストランに合わせ、JR 四国が主体となり予土線 FunFun 祭りを実施。(令和 4 年 5 月)</p>
<p>2-②-03 : 高齢者を対象としたおでかけイベントの開催 ▶継続</p> <p>⇒ コロナ禍の影響により積極的に高齢者が集まる催しは控えてきた。今後は実施が可能であると考え、地区別意見交換会や利用者懇談会において共同での開催を呼びかけている。</p>
<p>③ : 運行の担い手確保</p>
<p>2-③-01 : 乗務員確保への支援 ▶継続</p> <p>⇒ 四万十町ホームページの求人情報ページに掲載している。</p>

(3) 基本方針 3 : まちづくりと連携する公共交通網

<p>① : 地域から地域情報や要望事項を行政に伝える仕組みづくり</p>
<p>3-①-01 : 地域から地域情報を知らせる仕組みづくり ▶継続</p> <p>⇒ 民生委員を通じて、公共交通担当課に移動手段確保に困窮する住民の情報を届ける仕組みを構築した。今後はさらに細やかに運用できるよう周知に取り組む。</p>

②：公共交通以外の移手段との連携

3-②-01：福祉輸送サービスが展開できる仕組みづくり ▶一部継続

⇒ 令和5年度より十和地域を中心に支援を拡充。生活支援と一体的に、通院や買い物等の移動支援を行う。

3-②-02：通院送迎バスとの連携 ▶一部継続

⇒ 病院バスの運行状況について確認。現行の通院送迎バスの運行状況や患者利用の実態から実施は難しい状況。

3-②-03：スクールバスとの連携 ▶一部継続

⇒ 現状のスクールバスの運行状況を確認済。学校側の都合に合わせて運行するスクールバスを一般利用に活用することは難しい状況。路線の見直しに合わせ、住民のニーズ調査を行いながら、適切な路線配置を検討していく。

3-②-04：貨客混載の可能性検討 ▶別事業

⇒ 四万十交通と協議を行い、JAが独自に園芸作物の出荷体制を構築していることを確認。その他JAを介さないものについて、貨客混載を行う場合、荷物の積み下ろしに係ることや、物品の管理等に課題があり、一定経費もかかってくるため、検討が進んでいない。

③：観光との連携

3-③-01：公共交通を使って地域を楽しむ提案 ▶別事業

⇒ 予土線利用促進対策協議会において、SNSを活用し情報発信を行っている。また、JR四国と町が協力して実施する「四国家のお宝」や町おこし応援団が行う観光企画により、地域の魅力発信を行った。

3-③-02：風景を造る ▶別事業

⇒ 大正地域のリバーパークにある「よんでんの森」の中で、四国電力及び町内の小学生が広葉樹（紅葉・銀杏）を植栽。JR予土線の沿線上かつ国道の対岸に位置するため、数年後バス及び鉄道からの景色づくりに資することが期待される。

④：学校との連携

3-④-01：公共交通を使った学習機会の提供 ▶一部継続

⇒ 実施できていない。

⑤：福祉との連携

3-⑤-01：運転免許証返納に関する正しい情報の継続的発信 ▶一部継続

⇒ 自動車運転免許証の自主返納に関する広報冊子の作成には至っていないが、地区別意見交換において周知を行っている。また、従前から高齢者支援課にて、免許返納者を含む対象者に対し、四万十町福祉タクシー・バス利用券に関する情報発信を行っている。

4. 課題の整理

4-1. 現況の整理

(1) 地域の現状からの考察

- ・人口減少が進んでおり、高齢者人口も減少局面に入ってきたと考えられる。このことより、特に市街地以外の周辺集落における担い手不足が危惧される。
- ・一世帯当たりの構成人員数が2.0を下回ったことから、独居世帯が増加していることが考えられるが、人口の年齢層別構成から高齢者の独居世帯が増加しているものと推測される。
- ・鉄道の運行本数が減少している。予土線は1日に4.0往復となっている。また、タクシー事業者も4年間で一社減少している。

(2) 公共交通（路線バス・コミュニティバス）利用状況からの考察

- ・路線バス、コミュニティバスともに減少傾向にあるが、コロナ禍による外出控えや、対面による利用者懇談会、地区別意見交換会などが開催できなかったことによる利用促進の取り組み不足が影響しているものと考えられる。
- ・コミュニティバスは、コロナ禍の影響を超えて利用者数が減少していると考えられる路線があり、周辺地区における住民の高齢化と人口減少がその主な要因であると考えられる。
- ・路線バスの利用者数は、ICカードですか利用者、現金利用者、定期券利用者などの区分がある。四万十交通では、営業所（路線）により集計方法が統一されていないことから、利用者の詳細なバス利用実態の把握が困難となっている。

(3) 地区別意見交換からの考察

- ・窪川駅における路線バスと鉄道の接続、路線バスとコミュニティバスとの接続を、以前に比べて強く求められるようになっている。
- ・コミュニティバスの運行を週に1日から、せめて2日にして欲しいという要望が以前に比べて出されるようになっている。
- ・“バスやコミュニティバスを利用したことがない”ことが主な要因で、現在もバスやコミュニティバスを利用していないという人が潜在的に多数存在するものと考えられる。このような人たちは公共交通の利便性が向上したことや、関連する情報発信に対して自ら積極的に関与しない。しかし一方で、近い将来の移動手段確保に対する不安は感じている。
- ・車を利用している人は、公共交通（バス及びコミュニティバス）を使って生活をすることがイメージしづらい。そのため、車と同等の利便性を公共交通にも求める。一方で、車などの独自の移動手段を持たない人は、自分が利用できる公共交通に生活を合わせることができうるうえ、過剰な利便性を求めない。全体的にこのような傾向にある。
- ・興津地区や志和地区では、路線バスを100円で利用できる日に住民が利用を合わせている。その結果として、100円の日には利用が大幅に増加している。
- ・路線バス利用者は窪川駅で運行が停まるのではなく、コミュニティバスのように窪川中心部で乗降できるように運行してもらいたいという強い要望を持っている。特に行き先として要望が多いのは、“みやた”、“みどり市”、“四万十ハマヤ”、“石川ヘルスクリニック”などとなっている。

- ・仁井田地区でリニューアルした量販店“スーパーしまんと”など、地域に貢献する施設にバスの乗り入れやバス停の設置などを求める意見がある。地域の集客施設を地域で守ることにもつながるため前向きな検討が必要であると考える。
- ・フリー乗降範囲の拡大を要望する意見がある。また、フリー乗降について、乗務員によって対応が異なるという意見が寄せられているため、運行事業者に対して徹底を求める必要がある。

(4) コミュニティバス利用者懇談会からの考察

- ・全体的にコミュニティバス利用者は、現状の運行経路、運行時間等に生活を合わせて利用しているため、現状の運行形態を維持することを要望する意見が多い。一方で、打井川線利用者の窪川中心部における滞在時間（もっと長くして欲しい）や、奥呉地線の大本神社方面への乗り入れなど、地区や利用者の状況を反映した要望が提示されているので、検討を進める必要がある。
- ・車内では楽しいおしゃべりの時間になっていることが伺える。
- ・利用者から最も多く寄せられた要望は、運行の継続である。車の利用をやめた高齢者などがコミュニティバスで生活を維持していることが伺える。また、週に1日の運行を2日に増やして欲しいという要望も寄せられている。
- ・コミュニティバスの運行継続と地区住民の交流促進を兼ねて、コミュニティバス運行日に独自のおでかけイベントを開催している例がある。
- ・大正地域と十和地域では、予土線や路線バスに接続して、窪川方面や宇和島方面への移動ができることへの要望が多数寄せられている。
- ・特に十和地域では、十川地区中心部と昭和地区中心部に風雨や気温を気にすることなく座ってバスを待てる環境整備が求められている。最も多い要望は十川橋バス停である。
- ・まもなく車の運転を取り止め、コミュニティバスや路線バスなどの公共交通を利用する人は地域に多くいるが、そのような人たちに対するバス乗り方教室やおでかけイベントなど、公共交通を利用するきっかけになる取り組みが要望されている。

(5) コミュニティバス利用者アンケートからの考察

- ・移動の目的は地域の量販店や病院が多くなっている。また、十和地域ではコミュニティバスで喫茶店でのモーニングを楽しむなど、楽しみのためのおでかけに利用する動きがある。
- ・全体的に乗務員に対して信頼と感謝の気持ちを利用者が感じている。
- ・家からコミュニティバスに乗れる場所まで歩いて移動しづらいという意見が多くなっている。
- ・全体的に運行経路、運賃に対する満足度は高い。運行ダイヤや乗り継ぎの満足度は大正地域及び十和地域が窪川地域に比べて低くなっており、地域間交通（鉄道、路線バス）との接続に不満を抱えていることが伺える。

(6) 関係者ヒアリングからの考察

- ・民間病院施設であるくぼかわ病院では、乗務員不足から通院送迎サービスの規模縮小に進もうとしている。
- ・人口の減少そのものが市街地以外の商業施設等の売上減少につながっている。

(7) 上位計画及び関連計画より引き継ぐべき事項の整理

□ 上位計画より引き継ぐ事項

四万十町総合振興計画	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の通いの場を充実させる移動手段 ・路線バス網を再編し、コミュニティバスやタクシー等とも連携した総合的な公共交通網の整備 ・誰もが安心して快適に暮らし続けられる地域
四万十町デジタル田園都市構想総合戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安心して利用できる公共交通網の構築
四万十町地域福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の見守り体制の充実

□ 高知県地域公共交通計画から引き継ぐ事項

<p>事業①-1：バス路線維持のための継続的な支援</p> <p>事業①-2：鉄道・路面電車維持のための継続的な支援</p> <p>事業①-3：バス運転士等の人材確保</p> <p>事業②-1：公共交通ネットワークの継続的な再編</p> <p>事業②-2：利用しやすいダイヤの実現</p> <p>事業②-3：利用しやすい運賃体系の実現</p> <p>事業③-2：バス停、待合環境(駅舎、バス停)の整備</p> <p>事業⑤-1：生活交通の確保・維持</p> <p>事業⑤-2：公共交通空白地域の解消</p> <p>事業⑥-1：公共交通以外の輸送手段の活用</p> <p>事業⑥-2：移動手段の効率化</p> <p>事業⑦-1：県民や来訪者に行動変容を促すプロモーションの実施</p> <p>事業⑦-2：G T F Sデータのオープンデータ化</p> <p>事業⑧-1：イベントの実施</p> <p>事業⑧-2：多様な関係者・分野と連携した利用促進</p>

□ 四万十町地域公共交通網形成計画から引き継ぐ事業の整理

地域公共交通計画に引き継ぐ事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通空白地区の解消 ○ 地域の移動ニーズを反映した運行ダイヤ ○ 乗り換え拠点におけるダイヤ連携 ○ 分かりやすい施設掲示 ○ 分かりやすいバス停掲示 ○ 分かりやすい情報冊子の作成 ○ WEBを通じた情報発信 ○ 待ち合い所の整備 ○ 地区別意見交換会の定期開催 ○ 利用者懇談会の定期開催 ○ バス乗り方教室の開催 ○ 高齢者を対象としたおでかけイベントの開催 ○ 乗務員確保への支援 ○ 地域から地域情報を知らせる仕組みづくり
考え方や要素などを取り込む	<ul style="list-style-type: none"> ○ 窪川地域中心部と大正地域中心部における移動制約者への対応 ○ 興津地区における新しい移動手段の導入検討 ○ 地域の移動ニーズを反映した路線の適正配置 ○ 窪川-大正-十和間における高度な連携 ○ 集客イベントなどへの出展 ○ 福祉輸送サービスが展開できる仕組みづくり ○ 通院送迎バスとの連携 ○ スクールバスとの連携 ○ 公共交通を使った学習機会の提供 ○ 運転免許証返納に関する正しい情報の継続的発信

4-2. 課題として整理

現況の整理や上位計画及び関連計画より引き継ぐべき事項の整理を踏まえ、本町の公共交通計画が解決につなげるべき課題を整理する。

課題1：中心部から離れた地域でも生活の質の向上と維持が求められている

- ・独自の移動手段を利用できなくなっても、公共交通を使うことができれば暮らし慣れた場所での生活を維持できる。
- ・コミュニティバスバス車内は沿線地区住民の交流の場として機能している。
- ・気軽に外出できる環境整備として公共交通を活用し、引きこもり防止につなげる。

課題2：公共交通の利用促進が必要である

- ・町や公共交通事業者が地域に出かけ、住民との意見交換を通じた移動ニーズの把握と公共交通の説明が求められる。
- ・公共交通の新しい利用者の獲得による世代交代が必要である。
- ・公共交通の乗り物を体験し、サービスや利用方法などを知ることが公共交通利用につながる。

課題3：地域の移動ニーズと整合した公共交通の利便性向上が求められている

- ・鉄道、路線バス、コミュニティバスが利用者の負担なく接続し、公共交通ネットワークとして機能する。
- ・鉄道、路線バス、コミュニティバスがそれぞれの長所を活かした連携を行い、短所を補完しあい公共交通ネットワークとして機能する。
- ・運行経路や運行ダイヤを定期的に見直す。
- ・コミュニティバスの運行曜日の拡充が求められている。
- ・公共交通を快適に待つことができる待合施設が求められている。
- ・利用しやすい運賃制度の再構築が求められている。
- ・様々な場面でも入手可能で、分かりやすい情報発信が求められている。

課題4：公共交通網と地域の連携が求められている

- ・路線バスやコミュニティバスの主要集客施設への乗り入れが求められている。
- ・路線バスやコミュニティバスが主要集客施設と密に連携することで、集客施設も活性化することを目指す。
- ・様々な施設が集積する市街地における滞在時間の確保が求められている。
- ・移動制約者の出現等、地域の変化をいち早く町と共有し、対策の検討と実行につなげる仕組みの構築が求められる。

課題5：公共交通の維持が求められている

- ・地域の移動ニーズと整合したうえで、運行が継続していくことが求められている。
- ・路線バスやコミュニティバス乗務員の安定した確保が必要不可欠である。
- ・JR予土線の維持が地域の重要な課題である。

課題6：地域の安心につながる公共交通網が求められている

- ・公共交通利用者を交通事故から守り、安心して利用できる環境整備が必要である。
- ・大規模な自然災害などへの備えが求められる。

5. 四万十町地域公共交通計画

5-1. 計画の区域

本計画の対象とする区域は四万十町全域とする。

また、本町を運行する路線バスや鉄道を共有する隣接自治体とは、連携して課題等に対処していく。

図：計画の対象区域（四万十町）



路線バスを共有する中土佐町（窪川－大野見線、久礼－大野見線）と黒潮町（窪川－佐賀線）とは、その共有路線の利便性向上、運行の維持について緊密に連携を図る。

5-2. 基本的な方針

(1) 目指す将来像

本計画が引き継ぐ本町の網計画の“目指す将来像”は、策定から4年が経った今日でも十分に共有すべきものであり、まだ実現に至っていない重要なものである。特に、来訪者の町内での活動を円滑にする移動についても十分な配慮が必要となることから、一部加筆を行い次のとおり設定する。

— 目指す将来像 — 四万十町の元気を支え、自然に優しく、 四万十町に関わる人々と共に成長する交通まちづくり

本町の公共交通網は、鉄道と路線バス、コミュニティバス、タクシーなどの公共交通が様々な移動を支えるインフラとして機能し、本町に暮らす人や本町を訪れる人の活動を支えている。

特に人が点在している山間部では移動ニーズが変化しやすい傾向があるが、本町ではその変化に対応しニーズに合わせた運行サービスを提供できるよう、運行事業者と連携をとりながら自家用車のみにも頼ることなく生活をつづけられ、誰もが住み慣れた場所での生活を楽しむことができることを目指す。

また、本町を訪れる人にも地域公共交通情報が十分に発信され、わかりやすく使える公共交通として機能させる。

(2) 本町の公共交通が果たすべき役割

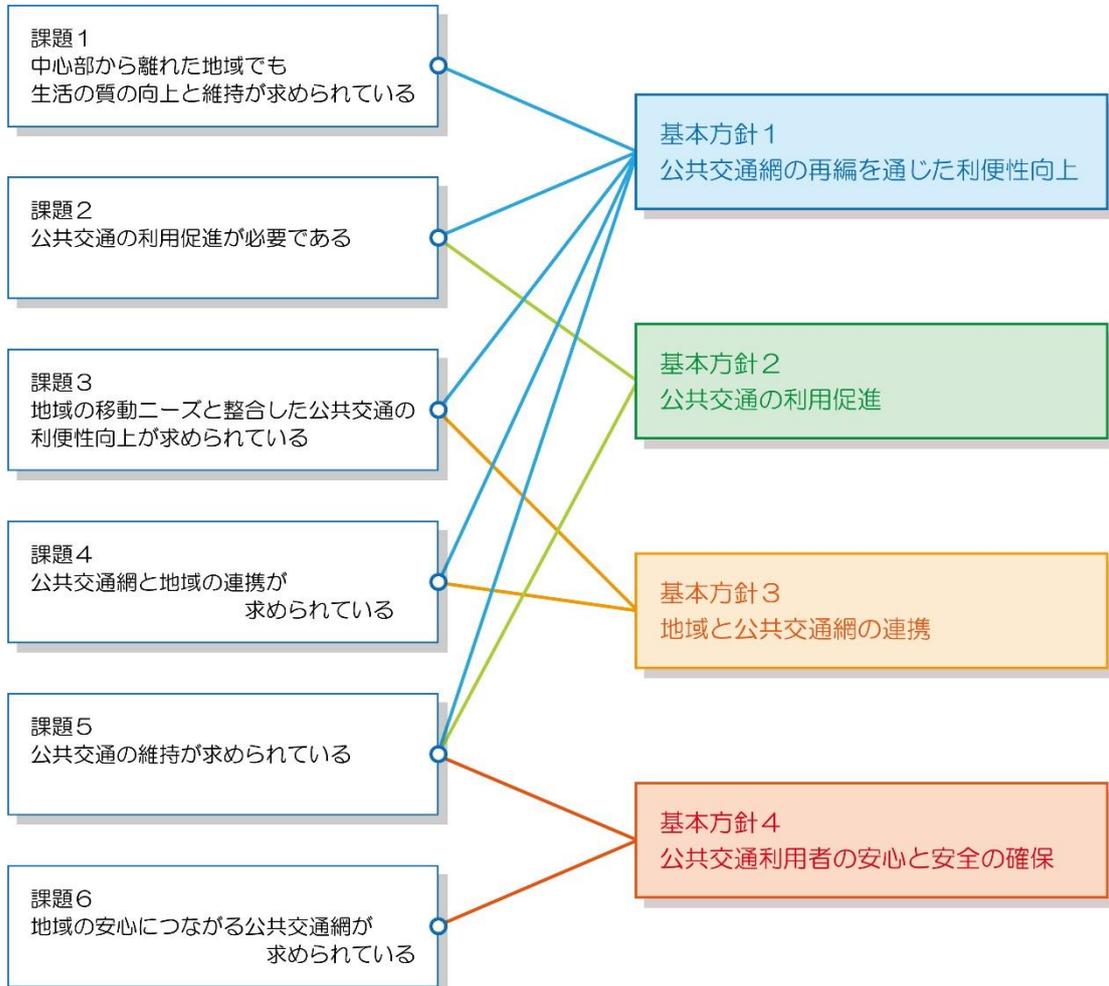
本町の公共交通がそれぞれの特徴を活かし苦手分野を補完し合うことで、地域の移動手段が公共交通網（ネットワーク）として十分に機能する。

本町の公共交通	役割の設定
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 土讃線は、高知市方面など町外との移動を担う。 ・ J R 予土線は、町内の窪川地域、大正地域、十和地域をつなぐ幹線系統のひとつとして機能する。 ・ 土佐くろしお鉄道中村・宿毛線は、本町と幡多方面をつなぐ路線として機能する。
路線バス (幹線系統)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接する自治体や本町内の拠点、主要観光施設をつなぐ路線として機能する。 ・ 基本的に毎日運行する。
路線バス (枝線系統)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線系統を補完する機能を持ち、沿線や施設の状況に応じて、運行日やダイヤは柔軟に設定して運行する。
コミュニティバス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の生活に必要な移動手段として、窪川地域、大正地域、十和地域の各地域拠点と周辺部の集落をつなぐ。 ・ 地区の状況に合わせて経路やダイヤを柔軟に設定する。
タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道や路線バス、コミュニティバスが対応しづらいニーズを補完して運行する。

(3) 基本方針の設定

調査結果から得られた成果をもとに課題を整理し、その課題を解決して目指す将来像の実現につなげていくための取り組みの基本方針を次の4つに設定する。

図：課題から導き出される取り組みの基本方針



基本方針 1：公共交通網の再編を通じた利便性向上

鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシーで構成する本町の公共交通網について、それぞれの役割に応じた利便性向上を図る。

玄関拠点や交通結節点における鉄道、路線バス、コミュニティバス同士の接続を拡充するとともに、引き続き公共交通空白地区の解消に取り組む。また、運賃制度の見直しや情報発信の拡充にも取り組む。

基本方針 2：公共交通の利用促進

公共交通が身近な移動手段であることを認識してもらうための取り組みを行う。

現在車を利用して移動をしている人や、地域の子どもたちが公共交通（路線バス、コミュニティバス）を体験できる機会を創出する。また、対面による意見交換を通じて、利用者のニーズを把握し運行に反映するとともに、利用方法などを丁寧に説明する機会につなげる。

基本方針 3：地域と公共交通網の連携

“移動の目的となる集客施設”と“移動の手段である公共交通”が、サービスや利便性確保を目指して連携する。また、地域住民の声を迅速に把握し必要に応じた対応をとれる体制を引き続き推進する。

基本方針 4：公共交通利用者の安心と安全の確保

公共交通利用者の公共交通利用時における安全の確保と、公共交通網が持続することで地域の安心につながる取り組みを推進する。

5-3. 計画の目標

本計画は、地域の“これからの移動ニーズ”と“公共交通網”を整合させるとともに、公共交通網そのものの利便性向上と維持につなげていくものであり、計画の実行を通じて、「目指す将来像」の実現へと導くマスタープランである。

本計画の達成状況を評価するための指標、現状値及び目標値を、基本方針ごとに設定する。

目標	現状値	目標値
	2023 (R5) 年度	2028 (R10) 年度
目標1 路線バス及びコミュニティバス利用者数を維持させる	84,747 人	84,747 人を下回らない
目標2 路線バス及びコミュニティバスの収支率を維持させる	14.71%	14.71%を維持
目標3 路線バス及びコミュニティバスの公的資金投入額（利用者1人当たり）を縮小させる	1,560 円/人	1,560 円/人を下回る
目標4 コミュニティバス利用者の満足度を向上させる	窪川：80%、76% 大正：70%、47% 十和：73%、46%	窪川：90%、85% 大正：85%、85% 十和：85%、85%
目標5 地区別意見交換を 毎年度6回（地区）以上実施する	3 回	6 回
目標6 主要施設最寄りバス停における乗降者数が増加する	乗車：13,639 人 降車：15,413 人 合計：29,052 人	乗車：17,407 人 降車：19,672 人 合計：37,079 人
目標7 四万十町内の運転免許証自主返納者数が増加する	67 人	77 人

(1)「基本方針 1：公共交通網の再編を通じた利便性向上」に係る目標

目標 1：路線バス及びコミュニティバス利用者数を維持させる		
<p>[考え方]</p> <p>本町では人口減少が続いており、高齢者人口も減少局面に入ってきたことから、バス利用者数の維持自体が難しくなっている現状がある。地域のニーズに合わせた路線再編と利便性向上、利用促進の取り組みなどを通じて、路線バスとコミュニティバスの新規利用者数を拡大させつつ、コロナ禍の終息が見えてきた令和 5 年度（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）の利用者数を現状値とし、この人数を下回らないことを目標値とする。</p>		
<p>[算定方法]</p> <p>運行事業者が毎年 9 月末時点にとりまとめる、当該補助年度 1 年間（10 月～9 月）の利用者数データを活用して算定する。</p>		
現状値	中間目標値 [計画 3 年目]	最終目標値 [計画 5 年目]
2023 (R5) 年 9 月末	2026 (R8) 年 9 月末	2028 (R10) 年 9 月末
84,747 人	84,747 人を下回らない	84,747 人を下回らない

目標 2：路線バス及びコミュニティバスの収支率を維持させる		
<p>[考え方]</p> <p>地域の移動ニーズとの整合を目指し、一部の路線バスをコミュニティバス（運賃を 100 円と設定している）に置き換えるなど、収支率としては悪化していくことが想定されるが、利便性と経済性が向上することで利用する人が増えると想定する。人口減少が続いていることを加味し、運行の効率化などの取り組みを通じて現状における収支率を維持していくことを目標値とする。</p>		
<p>[算定方法]</p> <p>毎年 9 月末時点で運行事業者から報告される、当該補助年度 1 年間（10 月～9 月）の路線バス及びコミュニティバス運賃収入と経常費用から算定する。</p>		
現状値	中間目標値 [計画 3 年目]	最終目標値 [計画 5 年目]
2023 (R5) 年 9 月末	2026 (R8) 年 9 月末	2028 (R10) 年 9 月末
14.71%	14.71%を維持	14.71%を維持

目標 3 : 路線バス及びコミュニティバスの公的資金投入額（利用者 1 人当たり）を縮小させる

[考え方]

旧窪川町、旧大正町、旧十和村がひとつになった広大な町域を有する本町では、公共交通網の路線数や走行距離が大きくなっており、結果として公共交通網の維持に必要なとなる公的資金投入額も大きくなる。

住民の生活を支える重要なツールとして、利用者がいる限り公共交通網を維持させていくべきと考えるが、支出に見合ったサービスとしてモード転換の検討も必要になってくると考える。そこで目標値として、路線バス及びコミュニティバスに対する公的資金投入額を利用者 1 人当たりで算出し、現状値を下回ることを目標値とする。

[算定方法]

毎年 9 月末時点における当該補助年度 1 年間（10 月～9 月）の路線バス及びコミュニティバスに対する公的資金投入額を、利用者数で除して 1 人当たりを算出する。

現状値	中間目標値 [計画 3 年目]	最終目標値 [計画 5 年目]
2023 (R5) 年 9 月末	2026 (R8) 年 9 月末	2028 (R10) 年 9 月末
1,560 円/人	1,560 円/人を下回る	1,560 円/人を下回る

目標 4 : コミュニティバス利用者の満足度を向上させる

[考え方]

計画 2 年目に町内の公共交通網の大規模な再編を予定しており、この成果として運行経路や運行ダイヤ、交通結節点におけるモード間接続などの大幅な改善につながる。利用者にとって利便性が向上し、路線バスやコミュニティバスに対する満足度が向上すると考える。

[算定方法]

コミュニティバス利用者に対するアンケート調査を実施し、窪川地域、大正地域、十和地域の各コミュニティバスの「運行経路」、「運行ダイヤや乗り継ぎ」に関する満足傾向（とても満足、満足の合計）がそれぞれ 80% を超えることを目標とする。

本アンケート調査は計画 3 年目と計画 5 年目に実施する。

現状値	中間目標値 [計画 3 年目]	最終目標値 [計画 5 年目]
2023 (R5) 年 9 月末	2026 (R8) 年 9 月末	2028 (R10) 年 9 月末
窪川地域 : <u>80%</u> 、 <u>76%</u>	窪川地域 : 85%、80%	窪川地域 : 90%、85%
大正地域 : <u>70%</u> 、 <u>47%</u>	大正地域 : 80%、70%	大正地域 : 85%、85%
十和地域 : <u>73%</u> 、 <u>46%</u>	十和地域 : 80%、70%	十和地域 : 85%、85%

※値の左側が「運行経路」、右側が「運行ダイヤや乗り継ぎ」に対する満足度

(2) 「基本方針 2：公共交通の利用促進」に係る目標

目標 5：地区別意見交換を毎年度 6 回（地区）以上実施する		
<p>[考え方]</p> <p>住民を対象として意見交換を行い、当該地区を運行する路線バスやコミュニティバスの課題を明らかにし改善につなげるとともに、実際に運行する公共交通の利用方法などを説明し利用促進につなげる。</p> <p>[算定方法]</p> <p>毎年 9 月までの 1 年間に、地区住民を対象とした公共交通をテーマとする意見交換及び説明会を実施する。もしくは公共交通利用者懇談会を開催する。計画期間初年度は 6 ヶ月となるため、半数の 3 回（地区）の開催を目標とする。</p>		
初年度目標値	中間目標値 [計画 3 年目]	最終目標値 [計画 5 年目]
2024 (R6) 年 9 月末	2026 (R8) 年 9 月末	2028 (R10) 年 9 月末
3 回	6 回	6 回

(3) 「基本方針 3：地域と公共交通網の連携」に係る目標

目標 6：主要施設最寄りバス停における乗降者数が増加する	
<p>[考え方]</p> <p>公共交通網と地域の主要集客施設等の連携と利便性向上により、窪川地域、大正地域、十和地域の各中心部に路線バスやコミュニティバスを使って移動する人が増えるものとする。そこで、中心部バス停留所における乗降者の合計が、毎年 5.0% ずつ増加することを目標とする。</p> <p>[算定方法]</p> <p>運行事業者が毎年 9 月末時点にとりまとめる当該補助年度 1 年間（10 月～9 月）の利用者数データより、路線バスとコミュニティバスの対象停留所及びフリー乗降区間の乗車数と降車数を集計し合計を検証する。</p>	
窪川地域	窪川駅、北琴平町、みどり市前、古市、くぼかわ病院前、東町、郵便局前、本町、福祉センター前、しまんとハマヤ前、新開町
大正地域	大正駅、健康管理センター、田野々、診療所前、大正橋
十和地域	十川駅、十和役場前、十川、十川橋、昭和上、昭和本
現状値	中間目標値 [計画 3 年目]
2023 (R5) 年 9 月末	2026 (R8) 年 9 月末
乗車： 13,639 人 降車： 15,413 人 合計： 29,052 人	乗車： 15,789 人 降車： 17,843 人 合計： 33,632 人
	最終目標値 [計画 5 年目]
	2028 (R10) 年 9 月末
	乗車： 17,407 人 降車： 19,672 人 合計： 37,079 人

(4)「基本方針4：公共交通利用者の安心と安全の確保」に係る目標

目標7：四万十町内の運転免許証自主返納者数が増加する

[考え方]

地域の公共交通網が利用者のニーズと整合した運行が実現し、特に高齢者は安心して公共交通を利用できる環境が整う。このことから、運転に不安を持つ人が運行免許証を自主返納し、生活に必要な移動手段として公共交通を選択する人が増加する。必ずしも運転免許証の自主返納に誘導するものではないものの、公共交通に対する信頼が醸成されることで返納者数が年間3.0%ずつ増加していくことを目標とする。

[算定方法]

町内で運転免許証を自主返納した人の数を窪川警察署からデータを提供してもらい、算定する。毎年1月～12月の1年間を指標の対象期間とする。

現状値	中間目標値 [計画3年目]	最終目標値 [計画5年目]
2023 (R5) 年 12 月末	2026 (R8) 年 12 月末	2028 (R10) 年 12 月末
67 人	73 人	77 人

5-4. 具体的な事業及びその実施主体

「目指す将来像」の実現に向けた、基本方針ごとに具体的な施策とその実施主体を整理する。

基本方針1：公共交通網の再編を通じた利便性向上	
01	路線網の再編を通じた利便性向上
02	公共交通同士の接続強化
03	移動手段確保困窮者を出現させない
04	路線バス運賃制度の再構築
05	公共交通に関する情報発信の拡充
06	待合所の整備
07	JR予土線の維持
基本方針2：公共交通の利用促進	
01	対面による意見交換
02	バス乗り方教室の開催
03	地域のイベントとの連携
基本方針3：地域と公共交通網の連携	
01	集客施設と公共交通網の連携
02	観光と公共交通網の連携
03	通学と公共交通網の連携
04	福祉施策と公共交通網の連携
基本方針4：公共交通利用者の安心と安全の確保	
01	公共交通利用における安全確保
02	乗務員確保の支援
03	大規模災害への備え

1-01：路線網の再編を通じた利便性向上

□ 取り組みの概要

- ・路線バス及びコミュニティバスの運行経路や運行ダイヤを再編し、変化する地域の移動ニーズに対応したものと整合していく。
- ・利用が少ない路線バスは曜日を限定して運行するコミュニティバスに置き換え、運行日は限定するものの運行回数を増加させる。また、路線バスとして運行を継続するものも含め、窪川中心部で主要施設に立ち寄れるよう経路を循環させる。

表：路線バス及びコミュニティバスの再編方針（検討中を含む）

	路線名称	再編の方針
路線バスの再編	窪川－大野見役場線	・窪川中心部において経路を循環させる。
	窪川－松葉川温泉線	・窪川中心部において経路を循環させる。
	窪川－佐賀線	・土佐佐賀駅、金上野団地への乗り入れを検討する。 ・窪川中心部において経路を循環させる。
	窪川－道の駅とおわ線	・窪川－大正系統、大正－道の駅とおわ系統を統合し、窪川－十和間を直通させる。また、運行経路を変更する。 ・大正－十和間を休日運行させる。 ・窪川中心部において経路を循環させる。
	影野線	・大井野経由を取り止め、全便同一系統とすることを検討する。
	大奈路線	・大正北部方面線（下津井線、中津川線）の再編に合わせて、運行回数確保のために運行することを検討する。
コミュニティバスに転換	家地川線	・窪川中心部－家地川駅間を路線定期運行とし、家地川駅での待機時間中に区域運行路線として家地川周辺集落を運行することを検討する。 ・曜日を限定した運行とする。
	下津井線	・令和6年3月より実証運行を開始する。
	中津川線	・令和6年3月より実証運行を開始する。
コミュニティバスの再編	奥呉地線（窪川）	・大本神社方面への折り返し運行、替坂方面への運行経路付け替え等について検討をすすめる。
	飯ノ川線（窪川）	・運行経路を大元神社方面周りに付け替える。
	打井川線（大正）	・運行時間の調整を行い、窪川中心部における滞在時間を現状より長く確保する。
	下道線（大正）	・西ノ川地区内の運行経路を付け替える。 ・下津井線、中津川線に合わせてダイヤ改正。
	戸口・戸川線（十和）	・谷本地区から学校前（十川小学校、十川中学校）を経由する経路に付け替える。

表：再編及び新設の検討を要する地区・路線等

路線名称	再編の方針
興津線（窪川）	・利便性向上と利用拡大に向けた再編検討を引き続きすすめる。
志和線（窪川）	・利便性向上と利用拡大に向けた再編検討を引き続きすすめる。
向川方面（窪川）	・利便性向上と利用拡大に向けた再編検討を引き続きすすめる。
川ノ内線（窪川）	・住民から要望されている一部区間の経路付け替えについて検討をすすめる。
奥呉地線（窪川） 床鍋線	・両線の運行経路を統合することで、いずれも週に2日運行となるよう検討をすすめる。
浦越方面（十和）	・利用実態に見合った運行への転換を検討する。
北の川・広井線（十和）	・北の川線と広井線に分割し、利用実態に見合った運行への転換を検討する。
大畑方面（十和）	・崎山－古谷口と大畑方面を合わせた、大道線と平行する新路線の検討をすすめる。

□ 実施主体と役割

四万十交通 丸三ハイヤー	・利便性向上に向けた再編に必要な取り組みを町と連携して行う。
四万十町	・地域の移動ニーズとの整合や利便性向上につなげる再編計画を運行事業者と連携してすすめる。 ・路線を共有する隣接自治体との協議を行う。
中土佐町	・窪川－大野見役場線の再編について本町と連携して協議をすすめる。
黒潮町	・窪川－佐賀線の再編について本町と連携して協議をすすめる。

1-02：公共交通同士の接続強化

□ 取り組みの概要

- ・本町の交通結節点である窪川駅、土佐大正駅、土佐昭和駅、十川駅の各駅において、鉄道と路線バスやコミュニティバス、路線バスとコミュニティバスが接続できるようダイヤ調整を行う。

□ 実施主体と役割

JR四国 土佐くろしお鉄道	・ダイヤ改正に関する情報をバス事業者、四万十町に提供する。
四万十交通 (路線バス)	・鉄道とバス、コミュニティバスのダイヤ接続を維持するために必要な手続きをすすめる。
四万十交通 丸三ハイヤー (コミュニティバス)	・鉄道とバス、コミュニティバスのダイヤ接続を維持するために必要な手続きをすすめる。
四万十町	・ダイヤ調整について必要な要望を関係機関に行う。 ・交通結節点におけるダイヤ接続とその維持のために、運行事業者との協議、調整に取り組む

1-03：移動手段確保困窮者を出現させない

□ 取り組みの概要

- ・公共交通を利用しづらい地区において、生活に必要な移動手段確保に困窮する住民に対し、関係機関と連携しながら対応策の検討をすすめる。
- ・対応策として、既存の路線バスやコミュニティバスの小規模な再編が考えられるが、それが不効率と判断される場合は、タクシー等を活用した移動手段の整備検討が想定される。

□ 実施主体と役割

四万十町	・生活に必要な移動手段確保に困窮する町民の情報収集に取り組む。 ・移動手段確保困窮者の状況に応じて、福祉部門担当課と連携し対応する。
四万十交通 丸三ハイヤー	・四万十町と対応策について協議を行い、必要に応じて実行する。
タクシー事業者	・四万十町と対応策について協議を行い、必要に応じて実行する。

1-04：路線バス運賃制度の再構築

□ 取り組みの概要

- ・路線バスを利用しやすくなるよう、運賃設定を見直す。
- ・運賃の額等については、利用者の意見や運行事業者の意向をもとに検討をすすめる。
- ・当初は運賃収入の減少があり、町による政策経費の増加につながるが見込まれるものの、次第に利用者の増加につながることを期待し、収支率が改善されるよう周知活動及び利用促進の取り組みを強化する。
- ・運賃制度の再構築が確定して以降、広報に取り組む。

□ 実施主体と役割

四万十交通	<ul style="list-style-type: none"> ・運賃制度再構築に必要な手続きをすすめる。 ・利用者への周知活動に取り組む。
四万十町	<ul style="list-style-type: none"> ・四万十交通の周知活動等広報を通じて利用促進につなげる。

1-05：公共交通に関する情報発信の拡充

□ 取り組みの概要

- ・住民や本町への来訪者がいつでも収集、確認できる町内の公共交通運行情報を整備する。

情報ツール	情報発信の概要
WEB情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやスマートフォン用に、地域の公共交通情報（路線図、運行ダイヤ、運賃等）を発信する。
家庭への配布物	<ul style="list-style-type: none"> ・窪川地域、大正地域、十和地域の3地域版として時刻表冊子を引き続き製作し、必要とする人に配布する。 ・路線や停留所を限定した時刻表を必要な人に配布する。
駅・バス停掲示物	<ul style="list-style-type: none"> ・駅のバス時刻表掲示物として、路線図と時刻表、運行事業者情報、地域情報を記載したものを掲示する。 ・バス停掲示物として、路線図と発車時刻表、運行事業者情報などを記載したものを掲示する。
主要施設掲示物	<ul style="list-style-type: none"> ・主要施設の運行情報掲示物として、路線図と時刻表、運行事業者情報、地域情報を記載したものを掲示する。
緊急時の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通が災害や事故等により突発的に運休する場合、利用者に対してSNSなどを通じた情報発信を行う。

□ 実施主体と役割

四万十町	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB情報、家庭への配布物、主要施設掲示物等の作成に取り組む。また、SNSを活用した情報発信体制を構築する。
四万十交通 丸三ハイヤー	<ul style="list-style-type: none"> ・駅やバス停掲示物の作成に取り組む。また、町が担う情報発信について必要な情報等を提供する。

1-06：待合所の整備

□ 取り組みの概要

- ・バス利用者が安全に、そして快適に路線バスやコミュニティバスを待てる環境整備に取り組む。

地域	待合所整備が求められる場所
大正地域	・ 田野々バス停
十和地域	・ 十川地区中心部 ・ 十川橋バス停

参考写真：量販店の敷地に整備したバス待合所

[サンシャインディスカ 津野町]



[サンプラザ越知店 越知町]



□ 実施主体と役割

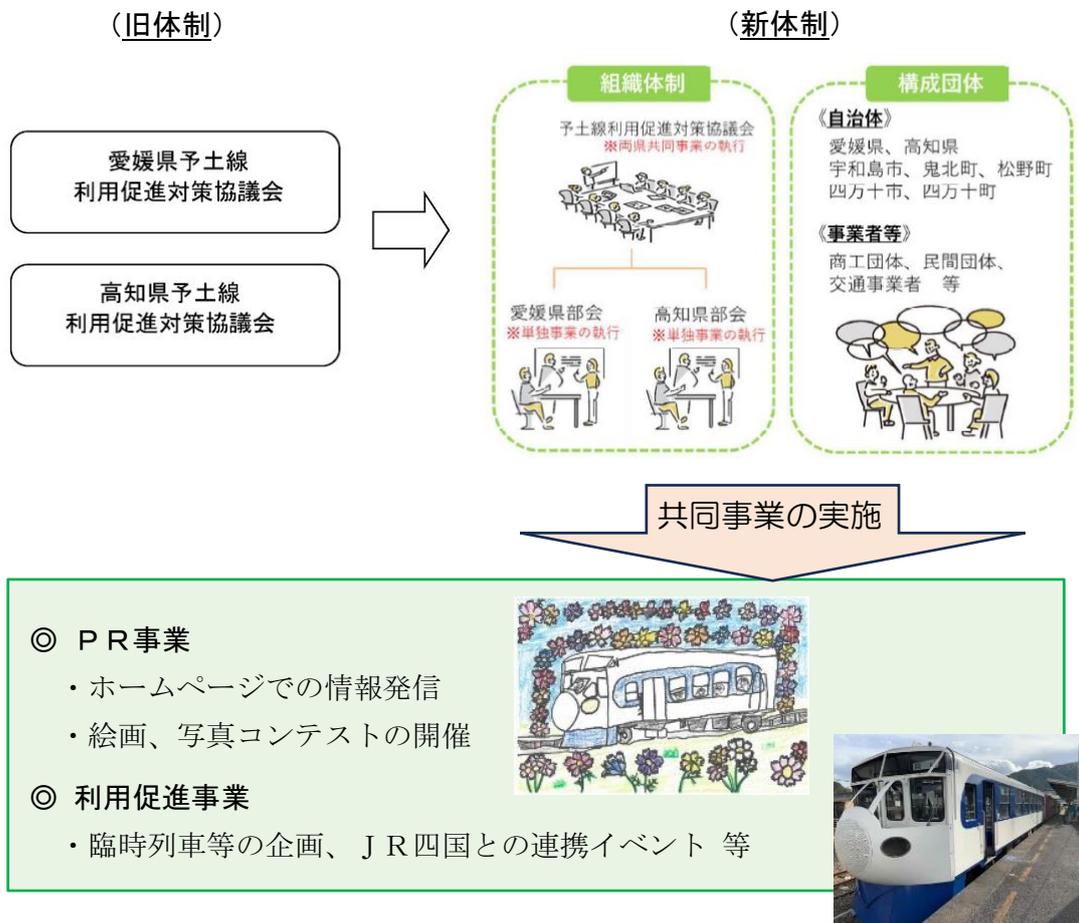
四万十町	・ 待合所整備に取り組む。
関連店舗等	・ 敷地の活用に協力する。
四万十交通 丸三ハイヤー	・ バス待合所の利用方法について周知に取り組む。

1-07 : J R 予土線の維持

□ 取り組みの概要

- ・令和5年10月に高知県と愛媛県両県の予土線利用促進対策協議会が合併したことから、沿線5市町がより一層の連携・協働を図りながら新協議会共同事業を実施し、予土線の利用促進を図る。
- ・予土線を活かす新しい発想について、J R 四国及び沿線の関係団体と継続して協議を行う。

予土線利用促進対策協議会（愛媛高知両県協議会）



□ 実施主体と役割

J R 四国	・予土線が地域に果たしている役割を再検証し、利用促進に係る方策を関係機関とともに検討する。
予土線利用促進対策協議会	・予土線を活かす新しい発想による利便性向上及び利用促進策の検討を引き続き行う。
四万十町	・予土線を活かす新しい発想による利便性向上及び利用促進策の検討を引き続き行う。

2-01：対面による意見交換

□ 取り組みの概要

- ・バス利用者やまだ利用につながっていない住民との対面にて、移動手段確保をテーマに意見交換を行う。
- ・バス利用者を対象として、利用者懇談会を定期的に行う。
- ・取り組みから得られたバス運行に関する問題点や要望をバス路線再編に反映する。
- ・まだバスの利用に至っていない住民には、バス利用のメリットや意義、将来への備えとして利用啓発を同時に行う。

□ 実施主体と役割

四万十町	<ul style="list-style-type: none">・地区と調整を行い、公共交通に関する地区別意見交換会を開催する。・利用者懇談会を定期的に行う。
四万十交通 丸三ハイヤー	<ul style="list-style-type: none">・住民や利用者から出された意見や要望について、現地調査等を行い、路線再編への反映を検討する。

2-02：バス乗り方教室の開催

□ 取り組みの概要

- ・地区や学校を対象として、実際に運行するバス車両を活用したバス乗り方教室を開催する。地域の公共交通情報に関する座学、バス車内でのマナーや乗降時の注意事項、ICカードですかの体験などを行う。
- ・普段バスに乗っていない人が、バス車両を身近に体験することで、実際の利用につながることを期待できる。また、ICカードですかを実際に体験することで、その利便性が確認でき、ICカードですかの普及が促進される。

写真：バス乗り方教室の様子



□ 実施主体と役割

四万十町	<ul style="list-style-type: none">・地区と調整を行い、バス乗り方教室を開催する。
四万十交通 丸三ハイヤー	<ul style="list-style-type: none">・バス車両とICカードですか(テストカード)を使った体験講習としてバス乗り方教室を行う。

2-03：地域のイベントとの連携

□ 取り組みの概要

[イベントへの移動手段として活用]

- ・町内で開催されるイベントへのアクセス方法として、来訪者に公共交通を活用してもらう。

□ 実施主体と役割

イベント主催者	・イベントの広報チラシにて、公共交通でのアクセス情報を記載し、公共交通の利用を促す。
四万十町	・イベント主催者に、来訪者への来訪手段として公共交通利用を促す周知を依頼する。

3-01：集客施設と公共交通網の連携

□ 取り組みの概要

[運行情報の掲示]

- ・集客施設（商業施設や医療施設等）に、バスやコミュニティバスを使ってやってくる来訪者用に、運行情報などをわかりやすい適切な場所に掲示する。

[集客施設への乗り入れ]

- ・集客施設利用者の利便性と、道路横断をしなくて済む安全性確保につなげる取り組みとして、集客施設敷地への路線バス及びコミュニティバスの乗り入れと敷地内における乗降場所設置に取り組む。
- ・すでに敷地内への乗り入れを行っている集客施設について、他の一般車両との輻輳を避け、安全性を向上させるため、敷地内の運行経路や乗降場所の変更などの検討をすすめる。

□ 実施主体と役割

集客施設	・運行情報の掲示を行う。 ・路線バス及びコミュニティバスの敷地内乗り入れについて、一般車両への注意事項などの啓発に取り組む。また、乗降場所にベンチを設置するなど、バス利用者の待合環境の維持に取り組む。
四万十交通 丸三ハイヤー	・集客施設にて敷地内運行に際し、安全確保に取り組む。
四万十町	・集客施設へのバス運行情報掲示物を作成する。 ・商業施設への乗り入れについて、運行事業者を交えて検討をすすめる。

3-02：観光と公共交通網の連携

□ 取り組みの概要

[運行情報の掲示]

- ・観光施設や観光地への移動手段として公共交通を活用できる情報発信を行うとともに、現地にも運行情報などが入手できるわかりやすい情報掲示を行う。
- ・観光施設からの情報発信に、アクセス方法として公共交通を積極的に活用してもらえるよう記載する。

□ 実施主体と役割

観光施設	・来訪者のアクセス方法として公共交通を活用してもらえるよう、情報発信を行う。
------	--

3-03：通学と公共交通網の連携

□ 取り組みの概要

- ・通学の手段として本町の一部地区を運行しているスクールバスについて、路線バスと連携できるものは路線バスを活用するなど、輸送資源の効率的な活用を目指す。
- ・既に運行している路線バスについて、通学に活用するために必要であり、また可能であれば運行経路や運行時間の調整を運行事業者とともに検討する。

□ 実施主体と役割

四万十町	・教育委員会と公共交通担当課（現企画課）が緊密に情報共有する。 ・路線バスをスクールバスとして活用するために、バス事業者とともに必要な調整を行う。
四万十交通 丸三ハイヤー	・四万十町とともに、運行ダイヤなどの必要な調整に取り組む。

3-04：福祉と公共交通網の連携

□ 取り組みの概要

[おでかけイベントの実施]

- ・独自の移動手段確保に不安を持つ人が、公共交通を利用するきっかけとなることを目的に公共交通を活用したおでかけイベントを開催する。イベントを通じて公共交通利用を体験することで、鉄道やバスを身近に感じてもらい、公共交通の日常的な利用につなげる。

[移動手段確保に困窮する人の発生を通知する仕組み]

- ・地域の状況をよく知る地区の代表者（地区長）や民生委員等からの、移動手段の確保に困窮している人（そのような状況に陥りそうな住民）の情報通知に対応する。



**写真：おでかけイベント
（中土佐町）**

イベントを通じて普段バスに乗らない人たちのバス利用体験につながった。

車内でのおしゃべりが盛り上がり上がる的同时に、乗降ステップや車内手すりを確認し、特に高齢の人に好評であった。

□ 実施主体と役割

地区	<ul style="list-style-type: none">・おでかけイベントの開催に主体的に関わり、地区内での参加呼びかけなどに取り組む。・地区長や民生委員は、地区内で移動手段確保に困窮し始めた人に確認を取り、依頼があれば行政に通知する。
四万十交通 丸三ハイヤー	<ul style="list-style-type: none">・移動手段確保に困難を来している人の情報を得た場合、事業所を通じて町に通知する。
四万十町	<ul style="list-style-type: none">・おでかけイベントを企画し、地区とともに実行する。・地区からの通知を受けた場合、対象者にヒアリングを行い、移動手段確保の検討を行う。

4-01：公共交通利用における安全確保

□ 取り組みの概要

[バス停における安全確保策]

- ・交通量の多い国道 56 号や市街地に設置されているバス停の利用に際し、安全に道路を横断して利用できるよう、横断歩道の設置要望など、安全確保策に取り組む。

[自動車運転免許証の自主返納]

- ・自動車の運転が難しくなってきたと認識している人やその家族に対し、運転免許証の自主返納に関する正しい情報を周知するとともに、返納後の移動手段確保策について、広報紙や地区での説明会を通じてわかりやすく説明する。
- ・町内の公共交通運行情報を集約した冊子や福祉タクシー・バス利用券を配布し、次の移動手段として公共交通への転換を促す。

□ 実施主体と役割

四万十交通 丸三ハイヤー	<ul style="list-style-type: none">・安全確保策が必要なバス停のリストを作成し、町との協議を経て窪川警察署に横断歩道の設置等を要望する。・バス利用者に対して無理をせず余裕を持ってバス停に待機するよう啓発する。・運転免許証の自主返納に関する正しい情報周知に取り組む。
窪川警察署	<ul style="list-style-type: none">・バス事業者から要望されたリストを検証し、可能な場所には横断歩道を設置する等、安全確保に取り組む。
四万十町	<ul style="list-style-type: none">・運転免許証を自主返納した人へ福祉タクシー・バス利用券の配布を行う。

4-02：乗務員確保の支援

□ 取り組みの概要

- ・バス事業者やタクシー事業者が、旅客運送事業に継続して取り組めるよう、行政や関係者と連携した乗務員確保策に取り組む。
- ・路線バス及びコミュニティバス乗務員、そして運行管理者（運行会社）の負担軽減の取り組みとして、バス乗降者数のカウントシステムを導入する。

□ 実施主体と役割

四万十町	<ul style="list-style-type: none">・県の事業と連携した乗務員確保の取り組みを支援する。・バスの乗降者カウントシステムの導入をすすめる。
四万十交通 丸三ハイヤー 窪川ハイヤー 十和ハイヤー	<ul style="list-style-type: none">・近い将来の乗務員数を整理し、乗務員不足に陥る前に行政と連携した乗務員確保に取り組む。

4-03：大規模災害への備え

□ 取り組みの概要

- ・災害クラスの地震や大雨であっても、乗務員と運行事業者の落ち着いた対応が可能となり、公共交通利用者の安全確保につながることを目指す。
- ・路線バスやコミュニティバスの運行時に、大規模災害が発生した場合の対応策をあらかじめまとめるとともに、乗務員及び運行管理者、利用者に対する訓練を実施する。

□ 実施主体と役割

四万十交通 丸三ハイヤー	<ul style="list-style-type: none">・乗務員の緊急時（災害発生時）における対応と行動をあらかじめ整理する。・乗務員及び運行管理者は、定期的に訓練を行うよう努める。・タクシー事業及びコミュニティバス事業のBCPを作成するとともに、町と共有する。
四万十町	<ul style="list-style-type: none">・利用者や地域住民に対する情報発信に取り組む。・公共交通事業者の備えを共有する。・公共交通事業者の災害への備えを支援する。

5-5. 計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画の推進に関わる主体を整理する。

表：計画推進に関わる主体とその役割

四万十町地域公共交通活性化協議会	
参画主体	組織としての役割
四万十町役場 企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・本協議会の事務局としての機能 ・計画を主体的に推進 ・国や県、その他団体との調整
公共交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な運行サービスの提供 ・本協議会への関連事項の報告 ・計画に係る事業の推進及び協力
しまんと町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の推進に対し、特に移動制約者への対応など、組織の強みを活かした協力
窪川警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の確保につながる取り組みに対する協力 ・関連する取り組みへの情報提供
四万十町地域公共交通活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・P D C Aサイクルによる事業進捗評価 ・再編対象となる交通モードの企画、改善計画策定

表：計画推進に参画を期待する主体とその位置づけ

本計画への参画を期待する主体	
参画を期待する主体	参画の位置づけ
四万十町民・来訪者	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な公共交通の利用 ・公共交通網の確保・維持の取り組みに対する理解 ・利用者の視点、住民からの視点、来訪者としての視点による意見、要望 ・公共交通の利用促進につながる取り組みへの参加

(2) 国の支援事業の活用

路線バス及びコミュニティバスに対する国の支援事業活用を次のとおり目指す。すでに地域公共交通確保維持事業を導入している路線については、引き続き利用の拡大と維持に取り組み、事業活用を継続する。

路線名称		今後の再編方針	導入事業 (下線は予定)
バ 路 ス 線	窪川－佐賀線	運行区間の一部を変更	<u>利便増進事業</u>
	窪川－道の駅とおわ線	路線の統合及び区間の変更	<u>利便増進事業</u>
窪 川 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ バ ス	払川線		確保維持事業
	道徳線		確保維持事業
	奥呉地線	運行区間の一部を変更	確保維持事業
	折合線		確保維持事業
	若井川線		確保維持事業
	川ノ内線		確保維持事業
	神ノ川線		確保維持事業
	床鍋線		確保維持事業
	東北ノ川線		確保維持事業
	飯ノ川線	運行区間の一部を変更	確保維持事業
大 正 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ バ ス	葛籠川線		
	打井川線	運行ダイヤの変更	
	相去線		
	下道線	運行ダイヤの変更	
	里川線		
	芳川線		
十 和 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ バ ス	戸ロ・戸川線	運行区間の一部を変更	
	地吉線		
	北の川・広井線		
	野々川線		
	小野線		確保維持事業
	古城線		
	大道線		
検 討 路 線	家地川線	路線の一部をデマンド運行	<u>利便増進事業</u>
	下津井線	路線バスのコミュニティバス化	<u>利便増進事業</u>
	中津川線	路線バスのコミュニティバス化	<u>利便増進事業</u>

※ 導入事業の「利便増進事業」は地域公共交通利便増進事業

※ 導入事業の「確保維持事業」は地域公共交通確保維持事業

□ 地域公共交通確保維持事業の導入について

本町では、人々の移動を支えている鉄道、幹線バスを補完する移動手段として、コミュニティバスをフィーダー路線として機能させることで地域公共交通網の再構築を推進している。

面積が広く、運行する公共交通路線網の規模が大きい本町では、これらを維持していくにあたり、単独で負担すべき経費を軽減することが重要な課題となっている。

また、事業評価における客観的視点からの事業検証と提言を元に適正な見直しにつなげていくことも重要であると考えます。

表：本町のフィーダー路線として位置づける路線

窪川地域	払川線、道徳線、奥呉地線、折合線、若井川線、川ノ内線、神ノ川線、床鍋線、東北ノ川線、飯ノ川線
十和地域	小野線

□ 地域公共交通利便増進事業の導入について

本町における公共交通の利便性を持続して高めていくために、本計画に記載する施策及び事業の推進にあたり、地域公共交通利便増進事業を導入する。

本計画に記載する施策のうち、地域公共交通利便増進事業と関連させるものは次のとおりである。

① 町内を運行する路線バス及びコミュニティバスの再編による利便性向上	<p>路線バス及びコミュニティバスの再編を通じて、町内の公共交通網の利便性向上につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 関連する施策 1-01：路線網の再編を通じた利便性向上 ▶ 関連する施策 1-06：待合所の整備
② 運行回数や運行ダイヤの再設定による利便性向上	<p>利用の少ない路線バスについて、毎日運行から曜日運行となるコミュニティバスに置き換えることで運行回数を増やし、利便性を向上させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 関連する施策 1-02：公共交通同士の間接強化
③ 路線バスの運賃制度再構築による利便性向上	<p>路線バス再編に合わせて運賃見直しを進め、特に幹線系統として機能すべきバス路線の利便性と経済性を向上させ、鉄道を補完する機能を持たせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 関連する施策 1-04：路線バス運賃制度の再構築
④ 公共交通に関する情報発信の拡充	<p>冊子やWEBを通じた情報発信を体系的に見直し、あらゆる世代が町内の公共交通の運行情報などにアクセスしやすいサービスを実現させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 関連する施策 1-05：公共交通に関する情報発信の拡充

5-6. 計画期間の事業推進

(1) 計画期間と事業の進捗管理

2024（令和6年）年4月～2029（令和11年）年3月までの5年間の計画期間とする。計画期間内は、次の表のとおり年度ごとに事業評価を行い、必要に応じて改善の取り組みを次年度に付加する。

表：計画期間における事業推進

	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
2024年度 [1年目]	事業の実施			
2025年度 [2年目]	評価と改善	事業の実施		
		改善の取り組み		
2026年度 [3年目]	評価と改善	事業の実施		
		改善の取り組み		
2027年度[4年目]と2028年度[5年目、計画最終年]は、6年目（2026年度）の取り組みを踏襲し、加えて最終年度として本計画の検証及び総括を行い、次の計画策定に向けた検討をすすめる。				

表：計画期間における事業推進の概要説明

事業の実施	計画に沿って各関係者がその役割分担に従い、事業を推進する。
評価と改善	毎年6月に四万十町地域公共交通活性化協議会を開催し、それまでの事業成果を取りまとめるとともに、目標の達成状況をチェックする。その評価結果を踏まえ、改善の必要なものについてはその場で改善案を協議し、取りまとめる。
改善の取り組み	目標の達成に向け課題等を整理し、改善の取り組みを行う。

(2) 計画期間内における施策の実施スケジュール

本計画の「目指す将来像」の実現に向けて取り組む施策・事業の実施スケジュールを次のとおり設定する。計画2年目となる2025（令和7）年度に、路線バス及びコミュニティバスの全体的な見直し、再編を予定しており、それに伴い運賃制度や情報発信体制の再構築を実現する。

表：施策の推進スケジュール

	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10
1-01 路線網の再編を通じた 利便性向上	調整	実施	検証 見直し	検証 見直し	検証 見直し
1-02 公共交通同士の接続強化	調整	実施	調整	調整	調整
1-03 移動手段確保困窮者を 出現させない	検討	実施	検証 見直し	検証 見直し	検証 見直し
1-04 路線バス運賃制度の再構築	検討 調整	実施	検証	検証	検証
1-05 公共交通に関する 情報発信の拡充	実施	実施	実施	実施	実施
1-06 待合所の整備	調整	実施	検討 調整	検討 調整	検討 調整
1-07 JR予土線の維持	調整 実施	調整 実施	調整 実施	調整 実施	調整 実施
2-01 対面による意見交換	実施	実施	実施	実施	実施
2-02 バス乗り方教室の開催	実施	実施	実施	実施	実施
2-03 地域イベントとの連携	調整	実施	実施	実施	実施
3-01 集客施設と公共交通網の連携	実施	実施	実施	実施	実施
3-02 観光と公共交通網の連携	実施	実施	実施	実施	実施
3-03 通学と公共交通網の連携	実施	実施	実施	実施	実施
3-04 福祉と公共交通の連携	実施	実施	実施	実施	実施
4-01 公共交通利用における 安全確保	調整	実施	追加 対応	追加 対応	追加 対応
4-02 乗務員確保の支援	実施	実施	実施	実施	実施
4-03 大規模災害発生への備え	計画 作成	訓練	訓練	訓練	訓練

参考資料

1. 本計画策定及び変更における協議の経緯

令和5年度

<p style="text-align: center;">第1回 四万十町地域公共交通 活性化協議会</p>	開催日：令和5年6月20日
	<p>報告事項</p> <p>(1) 令和4年度に取り組んだ事項</p> <p>協議事項</p> <p>(1) 令和4年度の事業評価及び検証</p> <p>(2) 令和5年度の事業実施概要について</p> <p>(3) 四万十町地域公共交通網形成計画の計画期間内終了と四万十町地域公共交通計画の策定について</p> <p>その他</p> <p>(1) 四万十町地域公共交通利便増進実施計画の検討について</p> <p>(2) 事業推進スケジュール</p>
<p style="text-align: center;">第2回 四万十町地域公共交通 活性化協議会</p>	開催日：令和5年10月17日
	<p>報告事項</p> <p>(1) 四万十町地域公共交通網形成計画の検証</p> <p>(2) 四万十町地域公共交通計画の策定に向けた調査の実施</p> <p>協議事項</p> <p>(1) 四万十町地域公共交通計画のとりまとめ方針</p> <p>その他</p> <p>(1) 推進スケジュール</p>
<p style="text-align: center;">第3回 四万十町地域公共交通 活性化協議会</p>	開催日：令和5年12月19日
	<p>協議事項</p> <p>(1) 四万十町地域公共交通計画の素案について</p> <p>その他</p> <p>(1) 事業推進スケジュール</p>
<p style="text-align: center;">パブリック コメントの実施</p>	実施期間：令和6年2月8日～令和6年2月28日
<p style="text-align: center;">第4回 四万十町地域公共交通 活性化協議会</p>	開催日：令和6年3月21日
	<p>報告事項</p> <p>(1) 令和5年度の事業実績について</p> <p>(2) 四万十町地域公共交通計画（素案）パブリックコメントの結果について</p> <p>協議事項</p> <p>(1) 四万十町地域公共交通計画について</p> <p>①計画の策定について</p> <p>②令和6年度事業計画及び予算（案）について</p> <p>(2) 地域公共交通利便増進実施計画策定事業及び予算（案）について</p> <p>その他</p> <p>(1) 今後の事業推進について</p>

令和6年度

<p>第1回 四万十町地域公共交通 活性化協議会</p>	開催日：令和6年6月27日
	<p>協議事項 （1）四万十町地域公共交通計画に基づく事業推進について</p> <p>報告事項 （1）四万十町地域公共交通利便増進実施計画の進捗について</p>
<p>第2回 四万十町地域公共交通 活性化協議会 （書面開催）</p>	開催日：令和6年12月25日
	<p>協議事項 （1）地域公共交通確保維持改善事業の事業評価（一次）について</p>

令和7年度

<p>第1回 四万十町地域公共交通 活性化協議会</p>	開催日：令和7年7月16日
	<p>協議事項 （1）協議会設置要綱の改正及び会計規則の設置 （2）四万十町地域公共交通計画の変更 （3）四万十町地域公共交通計画の事業評価 （4）四万十町地域公共交通計画に基づく事業評価</p> <p>報告事項 （1）四万十町地域公共交通利便増進実施計画の作成</p>

2. 四万十町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うため、四万十町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本町における地域公共交通の在り方の協議に関すること。
- (2) 計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 計画の達成状況の評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、31人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 四万十町長又はその指名する者 1人
- (2) 一般旅客自動車運送事業者 4人
- (3) 住民の代表 3人
- (4) 高知運輸支局長又はその推薦する者 2人
- (5) 高知県総合企画部交通運輸政策課長
- (6) 高知県窪川警察署長又はその推薦する者 1人
- (7) 道路管理者 1人
- (8) 学識経験者 1人
- (9) 町職員 6人
- (10) その他町長が必要と認める者 11人

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由があるときは、代理人を協議会に出席させることができる。この場合当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、会議の決議に代えることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ、協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、企画課に置く。

(予算)

第9条 協議会の予算は、国等からの補助金並びに負担金、繰越金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第10条 協議会に監査委員を1人置く。

- 2 監査委員は、第3条第2項に掲げる委員の中から会長が指名する。
- 3 監査委員は、協議会の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年6月19日告示第72号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年6月16日告示第85号）

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

3. 四万十町地域公共交通活性化協議会委員名簿

団体または機関等	所属・役職	氏名
四万十町	副町長	森 武士
社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会	会長	牧野 利恵子
高知県総合企画部交通運輸政策課	課長	山本 浩史
国土交通省四国運輸局高知運輸支局 総務・企画観光部門	首席運輸企画専門官	十川 牧子
国土交通省四国運輸局高知運輸支局 輸送・監査部門	首席運輸企画専門官	安澤 友行
高知県窪川警察署	交通課長	中西 直澄
高知県須崎土木事務所 四万十町事務所	道路課長	岡田 典久
四国旅客鉄道株式会社	高知企画部長	久保 正
株式会社四万十交通	路線事業部	猪野 健良
有限会社丸三ハイヤー（本社）	専務取締役	三浦 ひろみ
高知県公立大学法人高知工科大学 システム工学群	教授	西内 裕晶
住民または旅客		國元 豊美
住民または旅客		谷崎 直子
四万十町区長連絡会	会長	船村 覺
医療法人川村会くぼかわ病院	統括課長兼危機管理室長	植村 耕平
四万十町国保診療所	事務長	清藤 真希
特定非営利活動法人地域支援の会 さわやか四万十 でゆう十和組	コーディネーター	鈴木 幸代
株式会社ハマヤ	代表取締役社長	浜崎 隆
一般社団法人四万十町観光協会	事務局長	北村 光司
教育委員会	教育次長	川上 武史
高齢者支援課	課長	三本 明子

四万十町地域公共交通計画

四万十町地域公共交通活性化協議会

事務局

四万十町役場 企画課 地域振興係

高知県高岡郡四万十町琴平町 16 番 17 号

電話 0880-22-3124

FAX 0880-22-3123



高知県
四万十町

